## FEDERATION CYNOLOGIQUE INTERNATIONALE (AISBL)

13, Place Albert 1er, B - 6530 Thuin (Belgique), tel: ++32.71.59.12.38, fax: ++32.71.59.22.29, internet: http://www.fci.be

# FCI 国際作業犬試験規程集

# IGP-2019

(FCI Internationale Gebrauchshunde Prüfung 2019)

FCI 国際作業犬試験(IGP)

FCI 国際足跡追及単種目試験(IFH)

FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験(IGP-FH)

FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)

FCI 国際同伴犬訓練試験 (IBGH)

FCI 国際物品探知試験 (STPr)

FCI 国際持久力試験(IAD)



FCI ユーティリティードッグ委員会依頼により推敲に携わった委員一覧

故 ウィルフリード・シェーパーマイヤー(独)

ギュンター・ディーゲル (独)

ローベルト・マルクシュレーガー (オーストリア)

ハインツ・ゲルデス (独)

ハリー・アルコン (スロベニア)

クレメンテ・グロッソ (伊)

フランス・ヤンセン (オランダ)

当試験規程集は 2018 年 2 月 FCI 執行委員会によって採用が容認され、 2019 年 1 月 1 日より有効とする。

#### 序文

三万五千年以上前より犬は人類の伴侶であり、家畜化過程において犬は人間と密な社会的 共同関係に応じ、主だった範囲に於いて人間に頼っている。これにより人間には犬が息災 でいるよう世話をする特別な責任が生じている。

特に訓練するに当たり犬の肉体的と精神的健全さに最優先順位を置く必要がある。よって、動物且つ種属に相応しい非暴力的な取り扱いが最上原理となる。十分な栄養や水分提供、周期的な間隔で必要となる予防接種や獣医師による健康管理と言った犬の健康に気を配る必要性を含む事は言うまでもない。更に犬が人間と定期的な接触を図り、犬の運動欲求を満たせるよう十分な課題提供する義務も生じる。

歴史過程に於いて犬は人類の補佐として様々な役割が課せられてきた。近代社会に於いてそれら役割の大半は科学技術によって引き継がれた。よって所有する犬が備える素質に応じ、損なわれた役割の犬による補填要求を満たす意味からも、人間との密な接触を兼ねた十分な運動量と作業課題提供を保障することが現代に於ける所有者の義務となる。この様な観点から「FCI 国際同伴犬試験」、多種目から構成される「FCI 作業犬試験」、「FCI 足跡追及単種目試験」や「FCI 物品探知試験」の受験を検討する余地が十分生じる。個体の先天的素質や作業性能に応じ、犬に十分な課題を与え作業させる事が必要となる。十分な運動量以外に犬の習得能力、運動欲求やその他犬種特有素質を考慮した十分な課題提供が必要不可欠である。よって、多種多様なドッグスポーツの実践はこれら犬の要求を満たす為、非常に適している。十分な課題提供が不足している犬の行動は何れ目立つようになりかねず、公共の場に於いて非難の対象となりうる。

訓練を行う又はドッグスポーツを実践する者は、最大限可能な犬との調和を目標とし、委ねられた犬に対し入念な教育を行うと共に自らも必須専門教育を受ける必要がある。設定されている各種訓練手法の目標は、個体が達成しうる習得課題提供である。実践するドックスポーツ種別とは関係なく、犬と人間の調和が全活動の根本となる。犬との調和を得るには十分犬の立場に立ち、犬に秘める素質を最大限理解する事が不可欠である。

人間には犬を養育、十分な訓練を行う道徳的義務が存在する。用いる訓練や養成手法は、犬の行動学や特に犬学によって得られた認識を十分考慮し、実践されなければならない。養成、訓練又は各種トレーニング効果を得るには常に非暴力的、犬にとって最善な手法を用いる必要がある。種に適さない訓練、養育及びトレーニング器具等の使用は固辞すべきである(動物愛護法を参照)。犬にドッグスポーツを行わせるに当たり、個体素質、性能及び作業意欲に応じた配慮が必要となる。訓練性能を薬物又は人間による動物虐待的行為等によって影響を及ぼす事は固辞すべきである。人間は犬に秘める素質を入念に観察、把握する必要がある。個体によって実現不可能な作業を要求する事は如何なる倫理的意識にも反すると考える。責任意識を有する真のドッグファンシャーは、健全且つ十分な性能を備える犬とのみ各種試験、訓練行事や合同訓練行事に参加するでしょう。

## 目次

序文	2
一般的省略記号	7
当試験規程集に掲載される各種試験規程の効力	7
共通一般規程	8
試験開催時期	8
試験開催日規則	8
ア)土、日曜日及び祝日開催	8
(A) 金曜日開催	9
ウ)祝日開催	9
試験計画実行/試験監督(大会実行委員長)(PL)	9
試験監察員	10
訓練審査員	10
受験条件	10
アンチ・ドーピング及び予防接種規則	12
犬の社会適正	12
一試験階梯、一日当たりの「許容審査単位」	12
受験者	13
身体的に不自由な受験者の取り扱い	13
首輪装着義務及びリード携帯義務	13
口輪装着義務	13
損害賠償責任	14
予防接種	14
表彰、名誉賞付与	14
訓練タイトル	14
訓練手帳	14
TSB-評価	15
声符	15
国際規程、特別規則 / 各試験課目関連規則	15
FCI 世界選手権大会/ヨーロピアン選手権大会	16
懲戒権	16
「失格」の定義	16
「中止」の定義	17
各種「中止」言渡し理由	17
発病及び負傷による「中止」	17
稟性テスト	17
稟性テストの各評価段階	18
個体識別確認	19
発砲に対し臆病な犬(ガン・シャイ)	19
評価	19
得点評価比例表	20
評価の百分比率算出方法「評価算出表」	20

各試験課目得点算出法	20
防衛ヘルパー規程	21
各設定試験関連独自規程	25
FCI 国際同伴犬試験規程(BH/VT)(交通安全適正試験種目を含む)	25
FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)(交通安全適正試験種目を含む)試験構成	26
「セクションB」交通環境下にて実施される試験種目	26
一般事項	26
試験計画実行	26
「群衆との遭遇」(実施要領)	27
「自転車に乗った通行人との遭遇」(実施要領)	27
「自動車との遭遇」(実施要領)	27
「ジョギング中の通行人やインライン・スケーターとの遭遇」(実施要領)	27
「他犬との遭遇」(実施要領)	28
「セクション A」 足跡追及作業 (一般規程)	28
「FCI 国際足跡追及単種目試験 第一及び第二階梯試験(IFH-1、IFH-2)」、	
「FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験(IGP-FH)」に於ける誘惑足跡設定	30
「FCI 国際足跡追及単種目試験 第二階梯試験(IFH-2)」及び	
「FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験(IGP-FH)」特別規則	30
足跡追及作業に適した地表	30
足跡コース印跡方法	30
物品	31
物品作業	31
ア)物品指示方法	31
イ)「咥え上げ」/「持来実施」方法	31
「捜索リードを用いた指導法」と「フリー捜索」	32
捜索リードを用いた指導法	32
「フリー捜索」実施時の指導方法	32
作業開始申告、作業終了申告	32
足跡追及作業開始及び足跡追及態度	32
屈折部	33
犬を褒める行為	33
足跡追及作業に於ける「中止」及び「失格」言渡し	33
その他評価基準、訓練審査員の義務	34
全試験階梯共通減点	34
「セクション B」 服従作業	35
声符	35
追加声符	35
各試験と試験階梯服従作業に於ける試験課目設定及び配点	36
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一から第三階梯試験(IBGH-1~3)」共通特則	36
「FCI 国際同伴犬訓練試験 第三階梯試験(IBGH-3)」特別規則	37
「FCI 国際作業犬試験 前階梯試験(IGP-V)」及び	
「FCI 国際作業犬試験 繁殖適正試験(IGP-ZTP)」服従試験課目及び配点	37
試験課目作業開始申告	37

試験課目作業開始及び終了	37
基本姿勢実施要領	37
試験課目作業展開	38
指導手による犬元への歩み寄り方	38
「招呼」⇒「正面停座」⇒「作業終了基本姿勢移行」実施要領	38
犬を褒める行為	38
指定姿勢誤実行時の採点方法	38
ダンベル引き渡し	38
使用ダンベルの種類	38
障害	39
斜壁	39
「紐付き脚側行進」並びに発砲を伴う「紐無し脚側行進」実施要領	39
「紐付き」、「紐無し」脚側行進実施要領図	40
実施要領	41
「常歩行進中の停座(全試験及び全試験階梯共通)」	41
「行進中の伏臥及び招呼」	42
「常歩行進中の立止」(IGP-2、IBGH-3)	43
「速歩行進中の立止」(IGP-3 のみ設定)	43
「平面ダンベル持来」	44
障害及び斜壁手前に於ける試験課目開始の基本姿勢実行位置	44
「1m 障害往復飛越 650 g ダンベル持来」	44
「1.8m 斜壁片道登攀を伴う招呼(IGP-1 のみ設定)」	45
「1.8m 斜壁往復登攀 650 g ダンベル持来」	45
「前進及び伏臥」	46
「状況下に於ける休止」	48
犬を褒める行為	48
当試験規程に基づく必須減点事例一覧	48
「セクション C」 防衛作業(国際作業犬試験 IGP1~3 全階梯共通)	49
一般規程	49
試験会場内各種マーキング	49
コモ	49
作業基本要求設定	49
各自己防衛課題設定課目の評価及び減点基準	49
咬捕中止を促す追加声符使用に対する評価及び減点基準	50
FCI 国際作業犬試験「IGP-1」から「IGP-3」階梯試験の試験課目及び配点	50
試験課目作業開始申告	50
「パトロール」	50
「禁足及び咆哮」(配点「禁足作業 10 点」、「咆哮作業 5 点」)	51
「追補」(防衛ヘルパー逃走目論見の阻止)	53
「禁足から防御へ」	
(監視段階後のヘルパー攻撃に対する防御) IGP-1~3 共通	54
「禁足から防御へ」試験課目作業終了方法	54
「背面護送」(FCI 国際作業犬試験 第二階梯試験(IGP-2)	55

「背面護送」(FCI 国際作業犬試験 第三階梯試験(IGP-3)	55
「背面護送から奇襲へ」(FCI 国際作業犬試験 第三階梯試験(IGP-3のみ))	56
「攻撃」	57
「禁足から防御」(IGP-2、IGP-3)及び「セクション C」作業終了方法	59
追加設定試験	60
「FCI 国際作業犬試験 繁殖適正試験(IGP-ZTP)」	60
「FCI 国際作業犬試験 前階梯試験(IGP-V)」	62
「FCI 足跡追及単種目試験、第一から第三階梯試験(FPr 1~3)」	64
「FCI 服従単種目試験、第一から第三階梯試験(UPr 1-3)」	64
「FCI 防衛単種目試験、第一から第三階梯試験(SPr 1-3)」	64
「FCI 作業犬二種目試験、第一から第三階梯試験(GPr 1-3)」	65
「FCI 物品探知試験、第一から第三階梯試験(STPr 1-3)」	65
「FCI 国際持久力試験(IAD)」	68
各種図	70
IGP 規程付録(各種実施要領図及び専用使用器具説明)	74
ア)防衛作業実施時の会場活用解説図	74
イ) 「追補」作業開始配置図	74
ウ)「上部回転式1メートル障害」の特性	74
エ)「斜壁」の特性	75
オ) 「各種木製ダンベル」の特性	75

## 一般的省略記号

- FCI 世界畜犬連盟(仏語 Fédération Cynologique International)
- IGP 国際作業犬試験規程(独語 Internationale Gebrauchshunde Prüfungsordnung)
- NPO 国内試験規程(独語 Nationale Prüfungsordnung)
- LAO FCI 加盟国内統括傘団体(独語 Landesorganisation)
- AKZ 訓練資格(証明) (独語 Ausbildungskennzeichen)
- LR 訓練審查員(独語 Leistungssrichter)
- GST 基本姿勢(独語 Grundstellung)
- PO 試験規程(独語 Prüfungsordnung)
- RA 審查員指示(独語 Richteranweisung)
- Hz 声符(独語 Hörzeichen)
- PL 試験監督、大会実行委員長(独語 Prüfungsleiter)
- HL 防衛ヘルパー (独語 Helfer)
- HF 指導手(独語 Hundeführer)
- FL 印跡者(独語 Fährtenleger)

## 当試験規程集に掲載される各種試験規程の効力

当訓練規程集に含まれる各種試験規程は 2019 年 1 月 1 日より有効とする。これら規程は FCI ユーティリティー委員会によって推敲され、2018 年 2 月 FCI 執行委員会により採用 が同意、決議された。

当規程有効に伴い、全旧試験規程は無効とする。

FCI 国際試験規程集は独語にて FCI ユーティリティー委員会により協議、作成された。

「FCI 国際作業犬試験規程(IGP)」は全 FCI 加盟国を対象とする。各国際試験階梯規程に基づき開催される全行事(試験及び競技行事)は当規程に則り実施される必要がある。

## 共通一般規程

#### 一般事項

全訓練競技会及び訓練試験は主に次なる二つの目的を達成する役割を果たすべきである。

- ア) 犬の使用用途適正の確認
- イ) 犬の健康及び良好な状態維持促進

各国 FCI 加盟国内統括傘団体(LAO)による「FCI 国際作業大試験規程集(IGP)」掲載の各種試験実施促進が推奨される。特に国際規模開催訓練行事に於ける「IPG」実施が推奨される。全訓練試験や競技会、全訓練行事関係者態度はスポーツマン・シップ原理に則っとることが重視される。当試験規程集設定の各種規程や規則は全関係者によって厳守されるべきであり、全受験者に求められる作業内容要求設定は平等とする。各訓練行事は公開性を有する必要がある為、開催地及び開始時刻は全会員に公示されなければならない。訓練試験や訓練競技会開催に当たり、各試験階梯又は試験階梯に設定される各々の完全なる訓練種目実施が必要となる。開催行事枠内にて完全に実施された一試験階梯作業内容が合格に値する場合のみ訓練資格授与対象となり、全 FCI 加盟団体によって認知される必要がある。

各試験階梯の再受験回数に制限は無い。尚、各試験階梯は設定順に受験されなければならない(第一階梯 ⇒ 第三階梯 ⇒ 第三階梯順に)。この場合、各階梯試験合格に必要な最低評価「B-評価(可)」獲得によって初めて次設定階梯受験が認められる。犬は常に最も高い合格階梯を受験する必要があるが、席順決定や資格再取得目的が生じない場合、その限りではない。

## 試験開催時期

試験行事は通年開催を可能とするが、天候不順により関係者や犬の健康と安全が脅かされる恐れが生じた場合、即時実施を中止すべきである。開催の是非に関する決断権は担当訓練審査員にある。試験開催期間を各FCI国内統括傘団体が独自に限定する事も可能とする。試験開催日規則

## ア) 土曜日、日曜日、祝日

試験開催可能日は原則的に週末及び法律によって設定された旗日とする。「FCI 国際同伴 犬試験(BH/VT)」も前記定義開催可能日に於ける開催のみ可能とする。

「FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT)」と他第一階梯試験を、続けて二日間開催行事内(金土、 土日開催行事)にて受験する事は可能とするが、「一日当たり一受験」のみ認められる。 「FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT)」受験合格後、IGP-1、IGP-V、FRr、UPr、SPr、IAD、 IFH-1、IGP-FH、IGP-ZTP、IBGH-1、STPr 1 受験迄の間に日数を置く義務は生じない。 (例 金曜日に「FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT)」を受験し、土曜に「IGP 第一階梯試験」 又は「IFH 第一階梯試験」を受験/土曜日に「FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT)」を受験し、 日曜日に「IGP-1」又は「IFH-1」を受験する事は可能とする)。

#### イ) 金曜日開催試験

金曜日開催に当たり、必ず翌土曜日に試験を引き続き継続開催する必要がある。

備考 土曜日一日当たり可能な審査以上の申込みがあった場合のみ金曜日開催が認められる。この場合、金曜日の試験開始時刻は「正午」以前に設定してはならない。更に実施される IGP 及び IFH 部門の受験者総数は「土曜、日曜開催行事の半数」に限定しなければならない。「FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)」のみ開催される場合、最大受験頭数は 7 頭とする。金曜、土曜開催の IGP/IFH 部門実施試験は必ず土曜日中に終了する必要がある。尚、全受験犬の内数頭が、既に金曜日中に全作業を終了する行事進行設定は可能とする。例外 受験者が「FCI 国際同伴犬試験」を受験する必要があり、更に「IGP 第一階梯試験」又は「IFH 第一階梯試験」を受験予定である場合、「FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)」受験申込者が殺到しない限り、該当受験者による金曜日中の「FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)」受験を可能とする(各 FCI 国内統括傘団体及び試験開催実行権限を有する傘下団体が設定する開催日保護規則、開催容認規則に注意を払う必要がある)。

#### ウ) 祝日開催規則

祝日開催行事は上記開催規則に準じ開催を可能とする。

例外 各国が独自設定する「祝日行事開催規則」又は各 FCI 国内統括傘団体が定める特別 開催規則を厳守する必要がある。祝前日の「平日半日開催」は不可能とする。

試験の計画実行、試験監督(大会実行委員長)(PL)

訓練行事実行に当たり全責任は試験行事の試験監督(大会実行委員長)にある。試験監督は行事実行に纏わる事前準備責任を担うと同時に行事進行及び総括監督役を務める。訓練試験実行時、規程に基づく進行を保障し、担当訓練審査員補佐を常に務められる様、全行事開催期間中、会場に常在しなければならない。

よって、訓練行事実行委員長が自ら行事出場する事や与えられた役割以外の役割を兼任する事は禁止されている。大会実行委員長は下記準備と実行が義務付けられている。

- 行事開催許可
- 試験規程に基づく各試験階梯に適した足跡追及作業会場の確保及び提供
- 試験規程に基づく使用器具及び防衛ヘルパーの安全を守る防護服の調達及び提供
- 使用予定される各足跡追及会場所有者や猟権保有者との事前打ち合わせの実施
- 各訓練試験階梯審査に必要となる審査手簿、採点表等の各種書類準備及び提供
- 防衛ヘルパー、印跡者、群集要員と言った必要な専門知識を有する要員の召集
- 全犬訓練手帳、血統書、予防接種証明書、必要に応じ損害賠償保険契約書の準備 大会実行委員長は訓練行事開催最低三日前までに担当訓練審査員に開催地、開始時刻、会 場アクセス方法、実施試験種別と受験犬総数を告げる必要がある。期限内に情報伝達が実 行されなかった場合、担当訓練審査員には審査実行拒否権を行使する権限がある。 行事開催許可書は訓練試験開始前に担当訓練審査員に提示される必要がある。

#### 試験観察員

各 FCI 加盟国内統括傘団体は試験行事監察を実施することを可能とする。試験規程に則り 訓練試験進行を確認する為、FCI 国内統括傘団体が任命する専門知識を備える観察員を派 遣する事は可能とする。試験開催許可を与えた団体担当部署には監察員派遣を義務付ける 権限を有する。

#### 訓練審査員

IGP 試験行事にて審査担当する訓練審査員は、必要となる各実施試験部門と階梯を審査する権限が与えられた IGP 試験審査資格保持者に限定される。行事主催者より招聘される又は主催協会が所属する FCI 加盟国内統括傘団体によって選定される必要がある。世界選手権担当審査員は、主催国の FCI 国内統括傘団体同意の元 FCI ユーティリティードッグ委員会によって選出、任命される。訓練審査員招聘に当たり、採用総人数決定権は主催者側にあるが、各訓練審査員一名、一日当たりの審査実施可能単位上限は「合計 36 単位」とする。尚、世界選手権やナショナルチャンピオンシップ開催に当たっては、FCI 国内統括傘団体同意の上、前記設定審査単位上限を上回る事が認められる。

担当訓練審査員は自ら所有する犬及び管理下に置く犬、担当審査員共同生活者の所有犬や管理犬、審査員と生活を共にする者が指導するこれら全犬の審査が禁止されている。更に審査を行う行事に於いて自ら犬を指導する事は禁止されている。

担当訓練審査員は自らの行動により作業中の犬の行動を妨害又は影響を及ぼしてはならない(各試験階梯試験課目規程に定義される犬が実行すべき作業実施方法に対する如何なる影響も及ぼす事があってはならない)。訓練審査員は現行有効試験規程に則った作業進行を促がす責任がある為、国際 IGP 規程や審査員指示違反が確認された場合、試験を中止する権限が与えられている。

## 受験条件

訓練試験受験当日、受験犬は例外無く下記表記年齢に達していなければならない。例外は一切認められない。FCI 国内統括傘団体が定める「国内同伴犬試験(交通安全適正種目審査要実施)」合格を必須とする。

「国内同伴犬試験(交通安全適正種目審査要実施)」受験年齢設定は個々の FCI 加盟国内 統括傘団体任意とするが、生後満12ヵ月以下に設定されてはならない。

受験訓練試験及び階梯名	必須保有資格	生後以上
IBGH-1	BH/VT	15 ヵ月
IBGH-2	IBGH-1	15 ヵ月
IBGH-3	IBGH-2又は「オビディエンス 1」又は「IGP-1」	15 ヵ月
IGP-V	BH/VT	15 ヵ月
IGP-1	BH/VT	18 ヵ月
IGP-2	IGP-1	19 ヵ月

IGP-3	IGP-2	20 ヵ月
IFH-V	BH/VT	15 ヵ月
IFH-1	BH/VT	18ヵ月
IFH-2	IFH-1	19 ヵ月
IGP-FH	BH/VT	20 ヵ月
IGP-ZTP	BH/VT	18 ヵ月
FPr.1-3	BH/VT	15 ヵ月
Upr.1-3	BH/VT	15 ヵ月
GPr.1-3	BH/VT	15 ヵ月
SPr.1-3	BH/VT	18 ヵ月
STPr.1	BH/VT	15 ヵ月
STPr.2	STPr.1	15 ヵ月
STPr.3	STPr.2	15 ヵ月
IAD	BH/VT	16 ヵ月

「FCI 足跡追及単種目試験 第一から第三階梯(FPr 1~3)」は「FCI 国際作業大試験 第一から第三階梯試験(IGP 1~3)」各階梯「セクション A」試験内容から、「FCI 服従単種目試験 第一から第三階梯(UPr 1~3)」は「国際作業大試験 第一から第三階梯試験(IGP 1~3)」各階梯「セクション B」試験内容から、「FCI 防衛単種目試験 第一から第三階梯(SPr 1~3)」は「国際作業大試験 第一から第三階梯試験(IGP1~3)」各階梯「セクション C」試験内容から構成される。「FCI 作業大二種目試験(GPr 1~3)は IGP1 から IGP3 各試験階梯の「セクション B」及び「セクション C」各試験課目から構成される。これら各試験は「単種目」として実施する事は認められるが、何れも AKZ(訓練資格)付与対象外とする。「FCI 作業大二種目試験(GPr 1~3)は IGP1 から IGP3 各試験階梯の「セクション C」各試験課目から構成される。これら各試験種目も「単種目」として実施する事は認められるが、何れも AKZ(訓練資格)付与対象外とする。尚、防衛作業単体行事の開催は禁止とする。

これら試験の場合、前階梯受験を問わず、何れの階梯を受験するか指導手任意判断とする。 全試験行事には体高、大種、血統書の有無に問わず全犬受験が認められる。受験犬が規程 に則り必要となる身体能力条件を満たすか否かの判断権は審査員に委ねられる。

発情犬による受験は認められるが、他出場犬や出場者と接触の無いよう取り扱われなければならない。「セクション A」(足跡追及作業)受験は進行予定表に従い、その他作業種目受験に関しては他全犬受験作業終了後に審査が実施される。

受胎犬、母乳供給期にある産後犬、発病犬や感染が疑われる犬の行事参加は例外なく禁止 されている。決断が難しい場合、獣医師に最終判断権が委ねられる。受胎犬や母乳供給期 にある犬の参加禁止期間に付いて FCI 又は FCI 加盟国内統括傘団体が別途情報公開する。 アンチ・ドーピング及び予防接種規則

受験申込された所有者又は指導手によって会場入りする犬は、受験や競技当日「FCI 指定ドーピング物質一覧に明記された物質を細胞組織、体液及び排泄物に含んではならない。「FCI 指定ドーピング物質一覧」、抜き打ち検査実施や規則違反が発覚した場合の想定可能な罰則に関する情報は FCI 特則にて公示される。各国 FCI 加盟国内統括傘団体はこれら特則を自己責任にて拡充する事が認められる。受験犬は予防接種手帳によって証明される有効な狂犬病予防接種を有する必要がある。

#### 犬の社会適正

受験犬が試験行事中(作業実施前、作業中、作業後)に第三者や他犬に対し咬み付く、咬み付こうとする、攻撃を加える又は攻撃を目論んだ場合「失格」とする。例え既に全作業を終了していたとしてもそれまでに獲得された全得点が剥奪される。2日間開催行事初日に言い渡された失格は行事2日目も有効と見なされる為、2日目の受験権も有しない。社会不適正が確認された場合、即時失格が言い渡される。失格が言い渡されたチーム(指導手と犬)は次回受験又は競技会参加以前に新たに行動テストを含む同伴犬試験に合格した証明を提出する必要がある。失格事実は言い渡された当日中に、担当訓練審査員によって対象犬が保有する全資格証明書類や訓練手帳に記入、署名される必要がある。

記入内容 「社会化不足による失格。当犬は新たに行動テストが実施される同伴犬試験を 受験する必要がある。」

## 一試験階梯、一日当たりの「審査単位計算」

FCI 足跡追及単種目試験(FPr 1~3 各試験階梯)	各1審査単位
FCI 服従単種目試験(UPr 1~3 各試験階梯)	各1審査単位
FCI 防衛単種目試験(SPr 1~3 各試験階梯)	各1審査単位
FCI 作業犬二種目試験(GPr 1~3 各試験階梯)	各2審査単位
FCI 国際同伴犬訓練試験(IBGH 1~3 各試験階梯)	各1審査単位
FCI 国際足跡追及単種目 前階梯試験(IFH-V)	1審査単位
FCI 国際足跡追及単種目試験(IFH 1~2 各試験階梯)、	
FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験(IGP-FH)	各3審査単位
FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)	各2審査単位
FCI 国際作業犬前階梯試験(IGP-V)	2審査単位
FCI 国際作業犬繁殖適正試験(IGP-ZTP)	3審査単位
FCI 国際作業犬試験(IGP-1、IGP-2、IGP-3 各試験階梯)	各3審査単位
FCI 物品探知試験(STPr 1~3 各階梯)	各1審査単位
FCI 国際持久力試験(IAD)	1審査単位

FCI 国内総括傘団体は独自開催大規模行事に適応される特則を設定する事を可能とする。

## 受験者

全受験者は受験訓練行事申込締切日を厳守すべきである。受験希望者は受験申込を提出する事により受験料を収める義務が発生する事を承諾しなければならない。

申込を行った者が受験を見あわせた場合、如何なる理由が生じようとも即座に試験実行委 員長に報告しなければならない。受験者は試験行事が開催される自治体が定める獣医衛生 や動物愛護条例に違反してはならない。全受験者は審査員や実行委員長指示に従わなけれ ばならない。指導手はスポーツマン・シップ精神に則った完璧な方法にて作業を実施し、 特定セクション成績に関係なく、受験試験階梯の全セクションを受験しなければならない。 開催行事は公表される成績発表(表彰式)及び訓練手帳返還をもって正式に終了する。 試験開催に必要となる一日当たりの最少受験者数は4名と設定されている。同試験行事に て続けて高等試験を受験する予定がある受験者が存在する場合に限って前記一日当たりの 「FCI 国際同伴犬試験(BH-VT」試験最低受験者数を下回っても良いとする。指導手は同 一犬を伴って一日に一試験行事にのみ参加可能とする(2 日間開催試験行事は「一試験行 事」と解釈する)。更に指導手は一試験行事にて最高 2 頭迄指導する事が認められ、受験 犬は一試験に於いて一訓練資格獲得のみ可能とする。特例「FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)」 と「他 FCI 試験第一階梯試験」受験合格による2資格取得に限って当規則は適応外とする。 試験受験条件として指導手及び受験犬所有者が FCI 加盟国内統括傘団体の傘下団体会員 資格を有する必要がある。各 FCI 加盟国内統括傘団体は BH/VT 試験受験条件に限り特例 規則を設定する権限を有する。

#### 身体的に不自由な受験者の取り扱い

身体的な障害が原因により受験者が一試験課目部分を正確に実行できない場合、受験開始前に担当審査員に申告する必要がある。障害により受験犬を左側面に於いて指導が不可能な場合、実施要領に従い右側にて指導する事が認められる。各 FCI 加盟国内統括傘団体は更なる特例規則を設定することを可能とする。

#### 首輪装着及びリード携帯義務

受験犬は単列式、引き締まりらないように設定されている小判型部品から成るチェーンカラーで指導される必要がある。尚、FCI 国際 BH/VT 試験受験時、革製首輪、布製首輪又は胸部ハーネス装着が認められる。全 FCI 国際同伴犬訓練試験(IBGH)受験時、FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)と同条件とするが胸部ハーネス装着は認められない。足跡追及作業時、規定チェーンカラー以外に捜索ハーネス又は識別用ハーネス装着が認められる。

リードの常時携帯義務が生じ、装着金具が犬と対面する指導手側面に向かれた又は目視不可能な状態で携帯されなければならない。

## 口輪装着義務

各国が独自に定める「公共の場に於ける犬の指導条例」を注視しなければならない。自国 法や条例に縛られる指導手は「FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)」の「セクション B」(交 通状況下試験種目)受験時、口輪を犬に装着する事が認められる。

## 損害賠償責任

受験犬所有者又は指導手は受験犬が引き起こす全人身、物損及び不動産損害に対し自ら賠償責任を負わなければならない為、犬の管理者として損害保険加入が義務付けられる。試験開催期間中発生しうるあらゆる損害は指導手責任と見なされる為、訓練審査員又は主催者指示に対し指導手は自己決断及び責任にて作業を行う必要がある。

#### 予防接種

行政当局によって義務付けられる予防接種の実施を証明する「予防接種証明書」は訓練審査員又は大会実行委員長指示にて試験開始前に提示する必要がある。

## 表彰、名誉賞付与

表彰は各試験種別に行う必要がある。総合得点が同点である受験者が存在する場合、「FCI 国際作業犬試験、第一から第三階梯試験(IGP 1~3)」では「セクション C」に於いて最も得点が高い者が上位に立つが、当セクションに於ける獲得点数が等しい場合、「セクション B」点数が勝る者が上位入賞する。三セクション同点の場合、試験階梯と関係無く、「同順位」とする。この場合、次の席次は表彰されない。IGP-FH に於ける同点時、最も高い単体作業得点が席次決定時に用いられ、実施された 2 足跡追及作業得点が同点であった場合、「同順位」とする。全出場者の表彰式参加義務が生じる。表彰式及び受験関連書類返還をもって試験は正式に終了する。

#### 訓練タイトル付与

「インターナショナル・ワーキング・チャンピオン(CACIT)」タイトルは指導手自ら所属する FCI 加盟国内統括傘団体に対して申請する事によって FCI より付与される。「CACIT」及び「リザーブ CACIT」は FCI 公認行事に於ける設定最高試験階梯規程(第三階梯)に則り実施される訓練試験で付与される。CACIT 付与対象行事開催に当たり、全FCI 加盟国内統括傘団体宛に開催案内が配信される必要がある。該当行事招聘審査員人数は最低2名とし、内、審査員一名は主催国以外他 FCI 加盟国内統括傘団体より招待される必要がある。更にタイトル付与に当たり訓練審査員推薦が必要となる。担当訓練審査員による「CACIT」と「リザーブ CACIT」タイトル付与推奨条件は下記の通りとする。

- -展覧会出陳により繁殖評価「SG-評価」以上を最低1回獲得した犬
- 一受験合格により最低「SG-評価」を獲得した犬。よって、CACIT 付与は自動的に一席犬に付与されるとは限らない。
- $-\lceil FCI$  犬種分類 第  $1\sim3$  グループ」に属する作業試験対象犬種(使役犬や足跡追及犬種) 「国内ワーキング・チャンピオン・タイトル」は FCI 国内統括傘団体が設定、付与する。 1 競技行事当たり、 $1\lceil CACIT\rfloor$  及び「リザーブ CACIT」タイトルのみ付与可能とする。 訓練手帳

全試験受験結果を訓練手帳又は血統書に記載される義務が生じる。訓練手帳は受験大所有者が属性を有する団体規則に則って発行される。訓練手帳記入事項は訓練審査員署名と、様式上「大会実行委員長署名欄」が施されている物に付いては、大会実行委員長により確

認、署名される必要がある。訓練手帳への訓練手帳番号(可能な場合にのみ記入)、犬名(純血種の場合は血統書名)、犬種、個体識別番号(耳入墨又はマイクロチップ番号)、所有者名、所有者住所、記載欄が存在する場合は所有者会員番号、所有者と指導手が相違する場合は指導手名と必要に応じて指導手会員番号、セクション「A」、「B」、「C」各獲得評価、合計獲得得点数、総合評価、「TSB-評価」、担当訓練審査員名記入及び署名を必須とする。TSB-評価(セクション C、全試験階梯共通)

「TSB-評価」は受験犬による繁殖を想定し、備える先天的性格素質を判断、評価するのが目的である。当評価結果は試験結果や席順に影響を及ぼすものではない。「TSB-評価」は試験課目「禁足、咆哮」の作業開始より実施される。

各 TSB-評価段階(「際立って存在する(a)」、「存在する(vh)」及び「不足(ng)」)により次なる犬の素質が Triebveranlagung(意欲素質)、Selbstsicherheit(自信素質)、Belastbarkeit(負荷能力)が評価される。

- ア)TSB「a-評価」:「際立って存在する」は次なる素質を備える犬に付与される作業意欲が旺盛で、はっきりした意欲的な行動パターン、各防衛訓練課目実行に当たり達成意欲旺盛な行動、自信満ち溢れる登場態度、絶対的な継続性が見られる集中力、卓越した負荷能力(精神的な持久性)が見受けられる場合。
- イ)TSB「vh-評価」:「存在する」は次なる素質を備える犬に付与される 必用とされる作業意欲、欲求行動パターン、自信素質、集中力や負荷能力が限定的な場合。 ウ)TSB「ng-評価」:「不足する」は次なる素質を備える犬に与える 作業意欲、意欲素質、自信又は負荷能力不足等が見られる場合。 声符

当試験規程集で使用される声符は提案声符である。「声符」とは原則的に通常発音される、短い単一単語によって成る言葉と見なされ、同一所作を促がす「声符」は統一されなければならない。「招呼」実行の際は、「招呼を促す声符」の代わりに「犬名」を発声する事が認められる。パトロール作業中は、「犬の呼び寄せを促す声符」と併せ「犬名」を発声する事を可能とする。如何なる他声符と併せた犬名発声は「重複声符使用」と見なされる。国内試験行事用声符を FCI 国内統括傘団体が独自設定し、ホームページ上にて公開する統一使用声符を定める規則を設定する事も可能とする。如何なる場合に於いても指導手は母国語による声符使いが認められる。

国際規則、特別規則/各試験課目関連規定

各 FCI 国内統括傘団体は自国法律事情に応じ当規程集「一般規程」内容項目を拡充する事が認められる(例えば受験や出場条件、獣医、動物愛護、衛生規則、等)。

IGP 前階梯試験 (IGP-V) 合格を下記出陳又は受験条件として設定可能とする。

- あ) 「アダルト・クラス(成犬クラス)」出陳申込
- い)IGP 第一試験階梯受験(尚、IGP-1 受験条件として IGP-V 合格を前提条件として設定するか否かは各 FCI 加盟国内統括傘団体判断に委ねられる)。

## FCI 世界選手権大会、ヨーロッパ選手権大会

FCI世界選手権大会/ヨーロッパ選手権大会は各FCI該当実行ガイドラインに則り開催される。これら開催ガイドライン発行や改訂権はFCIユーティリティードッグ委員会にある。 懲戒権

主催者は開催行事会場内に於ける秩序保持及び安全確保に務める全責任を担う。訓練審査員は秩序や安全が脅かされた場合、行事進行を中断又は主催者と協議の上、中止する権限を持つ。指導手による開催規則や試験規程、動物愛護法、道徳違反行為は「失格」を招く。審査員決断は絶対とし、異議申し立ては認められない。公共の場に於ける評価に対する異議申し立て行為はドッグスポーツ会場退場、場合により更なる懲戒処分を引き起こす事となる。尚、作業に纏わる事実決断に関連しない、審査員によって引き起こされる規則違反等の正当な事例が生じた場合、異議申し立ては認められるが、書面にて該当団体/協会に提出される必要がある。異議申し立て文は該当行事主催者に提出される必要があり、提出者本人によって署名される必要がある。提出期限は行事開催終了後、8日以内とする。尚、異議申し立て文の受理により審査員評価が無効と見なされる解釈には至らない。ビデオ撮影画像は証拠としては認められない。FCI 国内統括傘団体が定める罰則規則は考慮される必要がある。

## 「欠格」の定義

失格が言い渡された場合、言渡し時点までに他セクションにて獲得された得点を含む、全 獲得点数が無効と見なされる。訓練手帳には「評価」、「得点」も明記されず、審査結果講 評もされない。未受験種目の継続受験権が消滅し、訓練手帳には失格理由が記入される。

失格言い渡し原因	該当態度が引き起こす結果
-大が物品を咥え上げ、取り上げ不可能となる。	
-犬が野生動物を追い、作業再開不能に陥る。	
・大による自主的な会場離脱後、指導手による3度	
に渡る招呼声符発声にも関わらず、犬が指導手の	
元へ戻らない。	「服従心不足」により、
・大が指導手指導下にいない (例、側面や背面護送	「失格」が言い渡される。
時)、犬が第三声符発声後(規程上使用可能な1	
声符と2追加声符後)に咬捕中止しない、又は明	
白な指導手関与後にて中止する。	
-片袖以外のヘルパー身体部位に犬が咬み付く。	
-稟性テスト実行中、	「平常心が不足する」事により、
犬が平常心を維持できない。	「失格」が言い渡される。

-指導手によるスポーツマン・シップ違反

(例 モチベーション向上物品、フード等の携帯)。

-IGP 試験規程、動物愛護法、道徳違反。

-使用禁止補助器具の使用、使用疑い。

「ドッグスポーツ精神違反」により、 「失格」が言い渡される。

#### 「中止」の定義

中止が言い渡される場合、言い渡される時点までに取得した得点と、試験開始からそれまでに作業完了した他種目での全獲得得点が有効と見なされる。

中止までに獲得した点数は訓練手帳に記入される。「セクション C」に於ける中止が言い渡された場合、「セクション C」全体獲得得点は「0点」とする。この場合、「セクション A」及び「セクション B」に於いて獲得した点数は有効と見なされる。

## 各種「中止」言い渡し理由

- 足跡作業出発地点付近にて作業開始が3回促されたにも関わらず作業開始に至らない
- 犬が捜索リード一本分以上足跡コースを離脱した場合又は指導手が犬の後方を追うよう 審査員に指示され、その指示を無視した場合
- 犬が設定作業時間内にて足跡コース終着地点に到達しない場合
- 審査員指示により指導手が会場中央線上を離れる以前に犬が防衛ヘルパーを離れ、作業 再開に至らない場合や、再開に至ったにも関わらず防衛ヘルパーから再離脱した場合
- 何れかの自己防衛作業中に犬が怯んでしまった場合
- 指導手が犬の元へ歩み寄る審査員の許可前に、犬が防衛ヘルパーから離脱した場合 / 又は指導手の声符により、犬が防衛ヘルパーから離脱するのを阻止した場合。
- 防衛ヘルパーが潜むコモ付近に於ける3度に渡る直接的な作業再開によっても防衛ヘルパー発見に至らない場合

#### 発病及び負傷による「中止」

試験行事に於いて犬の発病又は負傷が報告された場合の対処方法は下記の通りとする。 受験開始後既に一セクション作業を終えた段階で、指導手による犬の発病又は負傷が届け 出された場合、試験関連資料や訓練手帳には「発病による中止」と記載される。それまで に獲得した点数は全点有効と見なされるが、評価は付与、記載されない。

備考 指導手意見と一致しなくとも審査員は犬が負傷又は発病していると判断した場合、 原則的に作業中止権を行使する権限が与えられている。更に受験犬の年齢に伴い動物愛護 的観点からして犬が明らかに課せられた課題実行が不可能な状態にあった場合も作業中止 を指示する権限を持つ。この場合、訓練手帳には「負傷による中止」等と記載される。

#### 稟性テスト

受験犬の稟性は全訓練試験過程に渡り(表彰式含む)審査員により終始監察される。行事 開催中犬の稟性的欠点が疑われる場合、例えそれまでに既に終えた作業に於いて稟性的な 問題が確認されなかったとしても稟性的な問題を抱えると見なされる。稟性的な欠点が指 摘された犬は継続受験が認められず、該当原因は各関連試験資料に記入される必要があり、 「失格扱い」とする。

- ア) 稟性テストは各試験開始前に実施される必要がある
- イ) 稟性テストは通常環境影響下にて受験犬にとって誘惑設定の無い場所で実施される。 実施場所選定に当たり、犬にとって試験会場と足跡追及会場との関連付けが不可能な 場所が選定される必要がある。
- ウ) 全受験犬は一頭ずつ、個別に訓練審査員によって審査される。
- エ) 受験犬が稟性テスト受験に当たり、直後に足跡追及作業や他作業を実施する必要のないタイミングを選定しなければならない。
- オ) 犬は紐付き状態にて、捜索ハーネスを装着せず、装着された短いリードは弛ませた状態で、指導手コントロール下に置かれる必要がある。

稟性テストは形式にとらわれず実施されるべきである。実施方法は担当訓練審査員に委ねられるが、他訓練審査員実施方法と極端な差が生じてはならない。審査員がより先入観を持たずに稟性テストが実施されるほど、より安定的且つ迅速に実施可能となる。稟性テストは精神的負荷を掛ける事なく通常環境下にて実施さる必要がある。何故なら環境影響を受けた場合、犬が何らかの反応を起こすことはごく自然であるからである。特に過剰刺激を与えてはならない。個体識別確認は当テスト枠内にて実施され、実施は必須とする。稟性的欠点が発覚した場合、審査員は更なるより厳正なテストを行う権限を持つ(例、ガンテスト時)。再確認を目的とする稟性テストの再実施は原則的に認められる。

初回稟性テスト合格犬が受験継続中に稟性的欠点が浮き彫りとなった場合、訓練審査員は該当犬の試験失格を言い渡す権限を有する。訓練手帳には「稟性/行動テスト不合格の為、失格」と記載される。「FCI 国際同伴犬試験(BH/VT)」に於いて発砲に対する反応を確認するガンテストは実施されない。FCI BH/VT 試験開催時、当試験受験犬と IGP、IBGH 各試験受験犬を同一グループに纏めない配慮が必要となる(FCI BH/VT、IBGH に於いては発砲が実施されない)。

## 稟性テストの評価段階

犬が肯定的な印象を与えた場合 = 「合格」

- 自信に満ち溢れる犬
- 落ち着きがあり、精神的な安定感が見られ且つ、注意力が見られる犬
- 活力に溢れ、注意力が見られる犬
- 周辺環境に影響を受けない平常心が見られ、性格が良性である犬

#### 瀬戸際に立つ犬 =「継続観察が必要」

- 精神的不安定度は見られるが威嚇行動に転じない、継続受験中問題が確認されない大
- 軽度な精神的過敏が見られるが、継続受験中落ち着きを取り戻す犬

#### 受験が認められない犬

- 精神的に大いに不安定又は憶病な犬、他者を避ける犬

- 過剰な神経質、攻撃的な犬、恐怖心により咬み付く犬
- 性格上咬み付く犬

#### 個体識別確認

個体識別確認は稟性テストに於ける不可欠な実施要素であり、犬の耳入れ墨番号又はマイクロチップリーダーを用いたマイクロチップ番号確認が実施される。血統書や耳入れ墨番号を保有しない犬のマイクロチップ事前施術を必須とする。担当訓練審査員は試験関連書類に於いて個体識別確認が実施された旨を証明する必要がある。施術された入れ墨番号確認が難航する場合、審査員は認識可能な数字や文字を審査関連書類に控えなければならない。耳入れ墨番号は指導手によって提出された個体識別証明書類に表記された番号と一致する必要がある。確認作業中、例えば施術入れ墨番号が読み取り辛い等の問題が生じた場合、審査員は問題が生じた旨を試験関連書類に記入する必要がある。指導手が海外に於いて犬のマイクロチップ施術を行った場合や受験犬を海外より購入した場合、指導手自ら施術済みマイクロチップ読み取り可能なマイクロチップリーダーを用意しなければならない。正確な個体識別が不可能な犬による訓練行事参加は一切禁止とする。施術済みマイクロチップリーダーを用いた確認をするよう指示し、指導手による検査実施後、審査員は再検査を行う。検査実施時、審査員が受験犬身体を例えばマイクロチップリーダー本体で触れることが可能であることが必須となる。

発砲に対し臆病な犬の定義(ガン・シャイ)

発砲に対し臆病な犬の定義

実例 -立ち上がり、発砲によって臆病さが浮き彫りになり、現場を離脱する犬

- 犬が恐怖反応を露わにする反応を示す
- 上記反応を示し、指導手の元へと歩み寄る
- ーパニック状態に陥り、会場離脱を目論む又は実際に場外離脱する犬
- -パニック状態に陥り、会場内をさ迷う犬

評価時注意すべき点として、該当行動が訓練課程に於いて生じた訓練ミスにより起因する行動であるか、または発砲と直接無関係な姿勢変更等の行動であるかを見極める必要がある。明白な判断がつかない場合、審査員は指導手に対し犬を全長約2メートのリードにて紐付き状態にする様指示し、再審査を実施する。犬から約15歩離れた地点に於いて審査員自ら数発発砲を行う。この場合、リードは弛まされた状態で保持される必要がある。

#### 評価

実践された個々の作業は「評価 (クワリフィケーション)」と「得点」によって採点される。 「評価」に値する得点は該当試験課目の犬による作業実施内容を反映する必要がある。

得点評価比例表

取得可能最高	「V-評価」	「SG 評価」	「G-評価」 「B-評価」		「M-評価」
合計得点数	(優)	(特良)	(良)	(可)	(不可)
5	5,0	4,5	4,0	3,5	3,0~0
10	10,0	9,5~9,0	8,5~8,0	7,5~7	6,5~0
15	15,0~14,5	14,0~13,5	13,0~12,0	11,5~10,5	10,0~0
20	20~19,5	19,0~18,0	17,5~16,0	15,5~14	13,5~0
30	30,0~29,0	28,5~27,0	26,5~24,0	23,5~21,0	20,5~0
35	35,0~33,0	32,5~31,5	31,0~28	27,5~24,5	24,0~0
60	60,0~58,0	57,5~54,0	53,5~48,0	47,5~42,0	41,5~0
70	70,0~66,5	66,0~63,0	$66,0\sim63,0$ $62,5\sim56,0$ $55,5\sim49,0$		48,5~0
100	100,0~96,0	95,5~90,0	89,5~80,0	79,5~70,0	69,5~0
200	200~192	191~180	179~160	159~140	139~0
300	300~286	285~270	269~240	239~210	209~0

## 評価の百分比率による算出方法 (評価算出表)

評価	左記評価に必要な獲得率	減点率		
「V-評価」 (vorzüglich)	最低 96%	または-4%以内		
「SG-評価」 (sehr gut)	95~90% 範囲内	または-5%~10%		
「G-評価」 (gut)	89~80% 範囲内	または-11%~20%		
「B-評価」 (befriedigend)	79~70% 範囲内	または-21%~30%		
「M-評価」 (mangelhaft)	70% 以下	または-31%~100%		

## 各試験課目得点算出法

各セクション総評価算出時に於いて少数点以下の点数使用は避けるべきである。尚、個々の試験課目採点時、小数点以下の点数は必要に応じて使用することを可能とする。セクション毎の獲得得点集計時、小数点以下の数字が残るようであれば、セクション全体印象に応じ四捨五入すべきである。

次階梯試験受験には現行受験階梯試験各セクションに於いて「B-評価」(獲得可能最高得点の70%)獲得が前提となる。

## 防衛ヘルパー規程

- A)「セクション C」に於ける防衛ヘルパー起用条件
- 1. 国際訓練試験規程が定める防衛ヘルパー作業指針及び該当規定は厳守される必要がる。
- 2. 試験当日、「セクション C」で起用される防衛へルパーは担当審査員補佐役を務める。
- 3. 防衛ヘルパー安全確保の為、損害賠償法的観点からも防衛ヘルパーは通常訓練、試験 及び訓練競技会に於いても常に防御服を身に付けなければならない(防御ズボン、防 御ジャケット、防衛片袖、股間プロテクター、場合によっては手袋着用)。
- 4. 防衛ヘルパー靴は気象条件及び会場地表に適した、滑り止めが施された、作業がしやすい物が使用されなければならない。
- 5. 「セクション C」開始前に担当審査員は防衛ヘルパーに対し指示を出し、防衛ヘルパーはそれら指示に従った防衛ヘルパー作業を実施しなければならない。
- 6. 試験規程が定める限り、防衛ヘルパーは指導手による武装解除や身体検査時に於いて、 指導手指示に従う必要がある。側面護送や背面護送実行直前に指導手と受験犬による 基本姿勢再実行に要する時間を与えなければならない。
- 7. 支部主催訓練試験に於いて防衛ヘルパーー名により全防衛作業過程を賄う事が可能である。防衛ヘルパー自ら支部主催試験の受験者である場合、一回限りの防衛ヘルパー交代が認められる。地区大会規模を超す競技会、予選会、選手権等に於いて原則的に最低二名以上の防衛ヘルパー起用が義務化されている。受験者と生計を共にする防衛ヘルパー起用は例外無く認められる。
- B) 訓練試験に於ける防衛ヘルパー作業態度の原則

#### 1. 一般事項

訓練試験枠内にて受験犬の訓練到達段階及び、可能な範囲内で犬の性質(意欲素質、精神的耐久性、自信素質、操作性等)が訓練審査員によって評価されるべきであり、訓練審査員は全訓練試験過程に於いて視覚及び聴覚を生かした情報収集により客観的な評価を下す事が可能である。この観点からも、そして特に訓練試験のスポーツ的性質(全受験者に可能な限り同一条件を提供する)維持の為、防衛へルパー作業は担当訓練審査員に取って概ね、疑いの余地も無い、納得のいく内容で実施されなければならない。即ち、「セクション C」の流れは防衛へルパー恣意に委ねられる訳では無く、寧ろ防衛へルパーは幾つかの規則を厳守しなければならない。訓練試験に於いて訓練審査員は「セクション C」にて求められる「負荷能力」、「自信素質」、「意欲行動パターン」、「操作性」等と言った各試験課目課題である最重要評価判断基準材料を確認すべきである。その他、受験犬による咬捕実行品質も審査対象となる為、受験犬の「咬捕質」評価に当たり、犬には防衛へルパーによって「良質な咬捕」が実行可能となる様、適した条件が提供される必要がある。また、犬の負荷能力が試される場合、必然的に防衛へルパーによる適切な作業実施により適量の「負荷」が犬に対して掛からなければならない。よって、当作業評価実施に当たり要求される、可能な限り均一な防衛へルパー作業実行が心掛けられる必要がある。

#### 2. 「禁足と咆哮」

防衛へルパーは指導手と犬の視野外、指示されたコモ内にて片袖を装着した腕を軽く曲げた状態で威嚇する素振りを実行せず静止、待機すべきである。防衛片袖は防衛へルパーの身体を保護する役割を果たす。禁足と咆哮作業中防衛へルパーは、如何なる追加的刺激を与える状況を招く事無く、補助行為も実行する事無く犬の行動を観察しなければならない。ソフト・スティックは防衛へルパーによって身体側面、下方に向けた状態で保持される。

## 3.「追捕」(防衛ヘルパーによる逃走目論見の阻止)

「禁足と咆哮」試験課目作業終了後、指導手指示で防衛へルパーは「常歩」にてコモを離れ、訓練審査員によって指示された待機地点(印された逃走開始地点)に移り待機する。 待機地点設定に当り、指導手は防衛へルパーが片袖を装着する腕の側面後方、約5歩離れた位置の指示された場所にて犬に伏臥実行可能となる様、考慮しなければならない。防衛へルパー逃走方角は指導手によって把握可能でなければならない。

訓練審査員指示で防衛へルパーは毅然とした態度が反映される、早い、力強い足取りで(速歩) 直進方向へ向かった逃走を図る必要があるが、必要以上に動作を強調した、コントロール不能な逃走を実行する事は望ましくない。逃走中、片袖は犬が咬捕実行するに当たり最良条件が整う様、保持されなければならない。防衛へルパーは逃走開始前に決して犬の方に振り向いてはならないが、犬の行動を把握する為、犬を視野内に置く事は認められる。逃走中、犬が咬捕を実行する際、片袖保持位置を意図的に変更してはならない。咬捕実行後、防衛へルパーは静止することなくそのまま進行方向に向かって前進を継続しながら防衛片袖を自身の身体に密着させる形で引き寄せる。防衛へルパーによる逃走距離は担当訓練審査員によって決定され、審査員指示によって防衛へルパーは逃走動作を中止しなければならない。防衛へルパーによる逃走が必要とされる十分な力学的動作で実行されれば、審査員にとって最も良い審査条件が揃う。犬が咬捕実行に当たり、必要以上に片袖を咬捕しやすい位置に保持する行動、逃走開始前や逃走中に防護ズボンにソフト・スティック打ち当てを実行する、犬の精神状態を掻き立てる発声、咬捕実行後に防衛片袖の無力な保持、逃走速度の減速、審査員指示を伴わない自主的な逃走操作中止等は認められない。「防衛へルパー動作中止方法」は(9.)を参照(全課目共通)。

#### 4. 「禁足から防御へ」(監視段階から防衛へルパー攻撃に対する防御)

監視段階を経て防衛へルパーは訓練審査員指示にて犬に対し攻撃を仕掛ける。この場合、ソフト・スティックは威嚇動作と同時に用いられるが、決して犬に対して直接使用されること無く、犬より高い位置にて使用されなければならない。同時に防衛へルパーは片袖を身体前方へ密着させた状態で保持したまま、正面から犬に向かって突進する形で攻撃を仕掛ける。犬が咬捕を実行次第、防衛へルパーは動きを中断する事無く犬の側面に対し追い詰める行動を行う。格闘開始段階に於ける防衛へルパーによる犬から円を描きながらの位置変更行為は禁止されている。防衛へルパーは全犬を同じ方角へ追い詰める必要がある。担当審査員は全頭の「防御態度」、「負荷能力段階態度」、「咬捕内容」、「咬捕中止」及び

「監視段階態度」を正確に評価できる立ち位置を取る必要がある。指導手方角へ向かった 防衛へルパーによる犬に対する追い詰め行為は禁止されている。

ソフト・スティックが用いられる「負荷能力評価段階」に於いて、ソフト・スティック使いはあくまでも犬の肩とキ甲部に限定した形で実施され、力加減は全犬に対し均一でなくてはならない。これら負荷は「監視段階から防御作業で行われる」全試験課目で実施される。「負荷能力評価段階」に於いて 2 回続けて実施される「負荷能力テスト」は開始約 4~5 歩進んだ地点にて実施される。この後、防衛ヘルパーは犬に対し約 5 歩に渡る更なる追い詰め行動を行うが、この場合ソフト・スティックは威嚇用のみ継続使用される。

「負荷能力評価段階」実行時間は担当訓練審査員が決定する為、防衛へルパーは犬に対する加圧行動を審査員中止指示により中止しなければならない。防衛へルパーによる犬に対する攻撃が、十分に動力的に実行された場合最も良い審査条件が整う。犬が咬捕実行時、必要以上に防衛片袖を咬捕しやすい位置に保持する行動、犬の精神状態を掻き立てるような発声、攻撃開始前の防護服ズボンに対するソフト・スティックを用いた打ち当て行動、咬捕実行後の「負荷能力評価段階」に於ける防衛片袖の無力な保持、ソフト・スティック使用時に於ける力加減変更や、「負荷能力評価段階」に於ける威嚇実施度合いの相違、受験犬の「負荷能力不足」に起因する防衛へルパー判断による自発的な攻撃作業中止等の補助行為は認められない。「防衛へルパー動作中止方法」は(9.)を参照。

- 5.「背面護送」(FCI 国際作業犬試験「第二」、「第三」試験階梯(IGP 2、3)」共通) 防衛ヘルパーは指導手指示にて「常歩」で約 30 歩に渡る背面護送を実行する。背面護送 経路は担当審査員が指示する。防衛ヘルパーは護送中、決して咄嗟的な動作を実行しては ならない。ソフト・スティックと防衛片袖は犬にとって余計な刺激とならないよう保持されなければならない。特にソフト・スティックは受験犬の視界外にて保持される必要がある。防衛ヘルパーは全受験犬に対し同じ歩度にて作業を行わなければならない。
- 6. IGP 第二試験階梯に於ける「背面護送の終了方法」

訓練審査員指示にて約 30 歩進んだ防衛ヘルパーは静止する。指導手は防衛ヘルパーの元 へと進み、ソフト・スティックを取り上げる。この際、犬は基本姿勢にて停座する必要が ある。続けて審査員に向かった側面護送が実施される。

7. 「背面護送から奇襲へ」(FCI 国際作業犬試験 第三試験階梯 (IGP 3))

背面護送からの奇襲攻撃は、審査員指示によって動作が中断されることなく実行される。 奇襲攻撃は犬に対する左右何れかへの動力的な向き返り動作に続く、威圧的な前進によっ て仕掛けられる。ソフト・スティックは犬より高い位置にて威嚇動作と共に使用される。 防衛へルパーは静止する事無く、防衛片袖を硬直しない保持方法で犬に咬捕を実行させる 必要がある。犬が咬捕実行する際、防衛へルパーは犬の前進運動による反動を分散させる 為、必要に応じターンを実行しなければならない。防衛片袖による更なる動作実行は避け るべきである。犬による咬捕実行直後、防衛へルパーは動作を中断させることなく犬の身 体側面から犬に対し追い詰める動作を実行する。防衛へルパーは全受験犬を同一方角へ追 い詰める必要がる。担当審査員は全頭の「咬捕実行」、「負荷能力評価段階」、「咬捕内容」、「咬捕中止」、及び続く「監視段階」に於ける態度の評価が可能となる立ち位置を選定する必要がある。指導手に向かった犬に対する追い詰め行為は禁止されている。

「負荷能力評価段階」が実施される時間は担当訓練審査員が決定する為、審査員指示にて防衛へルパーは加圧行動を中止しなければならない。防衛へルパーによる攻撃が十分動力的に行われた場合、最も良い審査条件が整う。犬による咬捕実行以前に防衛へルパーが極端に横方向へ反れる行動、咬捕実行直前に防衛片袖を咬捕しやすい位置に保持する行動、攻撃開始前にソフト・スティックで防護服ズボンを打つ行動、「負荷能力評価段階」に於ける咬捕実行後に防衛片袖の無力な保持や変則的な加圧加減の変化付け、「負荷能力」が低いと防衛へルパーが判断し自主的な攻撃を中止する等の補助行為は認められない。「防衛へルパーによる動作中止方法」は(9.)を参照。

## 8. 「攻撃」(攻撃実行距離 IGP-1 = 30 ホー゙、IGP-2 = 40 ホーー、 IGP-3 = 50 ホーー)

IGP-1 及び IGP-2 に於いて「防衛作業第一部」終了地点にてヘルパーは静止、待機する。審査員指示にて指導手は犬を伴って当試験課目作業開始地点に向かう。IGP-3 に於いて防衛ヘルパーは、訓練審査員指示にて事前に潜む様指示されたコモを離れ、ソフト・スティックを保持した状態で「速歩」にて防衛会場を横断する形で会場中央線まで前進し、歩度変換せずソフト・スティックを使用した威嚇行動を実行すると同時に威嚇発声しながら犬と指導手を前方から攻撃する。

防衛へルパーは防衛片袖を装着した腕を柔軟に保ちながら、静止することなく、突進してくる犬を状況に応じ柔軟な対応で受け止める必要がある。犬による咬捕実行時、防衛へルパーは必要に応じ犬の前進運動の反動を分散させる為、ターン動作を実行しなければならない。尚、犬を外周する動作を決して実行してはならない。犬が咬捕実行した直後、防衛へルパーは犬を自らの身体側面に置き換え、続けて前進動作を行う際に実施される「負荷能力評価段階」に突入する。この場合、防衛へルパーは犬に対し、覆いかぶさる様な状況を招いてはならない。防衛へルパーは全出場犬を同一方角へ追い詰める必要があり、訓練審査員は全犬の「自己防衛態度」、「負荷能力段階態度」、「咬捕内容」、「咬捕中止」、及び続く「監視態度」を評価できる最も適切な立ち位置を選定する必要がある。指導手に向かった方角への追い詰め行為は禁止されている。

「負荷能力評価段階」が実施される時間は担当審査員が決定する為、審査員中止指示にて防衛へルパーは圧力を掛ける行動を中止しなければならない。防衛へルパー攻撃が十分動力的に行われて初めて最も良い審査条件が整う。防衛へルパーによる攻撃中の減速、静止状態での待ち構え、咬捕実行直前に犬の突進から極端な側面への回避行動、犬の周囲円を描く行動、犬が咬捕を実行する際の必要以上に片袖を咬捕しやすい位置に保持する行動、「負荷段階」に於ける咬捕実行後の片袖の無力な保持や加圧加減の変化付け、「負荷能力」が低いと防衛へルパーによって判断された場合の自主的な攻撃中止等の各種補助行為は認められない。「防衛へルパー襲撃動作中止方法」は(9.)を参照(全防衛試験課目共通)。

#### 9. 「防衛ヘルパーによる襲撃動作の中止」

全防衛課目に於いて防衛ヘルパーによる襲撃動作中止実行方法は、訓練審査員が全受験犬の「咬捕実行方法」、「咬捕中止」及び「監視態度」を判断、評価 可能とする方法で行われなければならない(例 審査員に対し背を向く事無く、常に訓練審査員を視野内に置く)。襲撃動作中止後、防衛ヘルパーは犬に対する抵抗を軽減する必要があるが、この場合防衛片袖を装着している腕の力を明白に抜く事無く、動作による刺激を中止しなければならない。防衛片袖をあえて曲げた状態で高く保持される事無く、先に終了した試験課目中と同位置にて保持する必要がある。ソフト・スティックは犬から目視不可能な位置にて身体側面、下向きに保持される必要がある。咬捕中止を促がす如何なる防衛ヘルパー補助行為も禁止されている。咬捕中止後、防衛ヘルパーは犬に対し如何なる追加的刺激を招く状況や補助行為もせず、対面状態にて犬を視野内に置く。「各禁足段階」に於いて防衛ヘルパーは犬の動作を確認できる様、犬が禁足中に円を描く動作に出た場合、突発的な動きを避けながらも共に円を描きながら移動しても良い。

#### 10.犬の精神的不安定な態度や拒絶

如何なる防衛作業課目に於いても咬捕実行しない犬や「負荷能力評価段階」に於いて咬捕を解き放つ犬に対して防衛へルパーは審査員が該当課目作業を中止する迄、追い詰め行動を継続する必要がある。この様な状況下に於いて防衛へルパーは受験犬に対し決して補助行為をしてはならず、自発的にヘルパー作業も中止してはならない。咬捕中止実行しない犬に対し防衛へルパーは、中止を促がす体勢を取る事やソフト・スティック使用により中止を促してはならない。「禁足段階」に於いて防衛へルパーから離脱する傾向にある犬に対し防衛へルパーは刺激によって離脱を阻止してはならない。防衛へルパーは規程が定める要求に則り全試験課目や課目部分に於いて必要に応じ、「活動的」又は「中立的」態度を取る必要がある。禁足作業中、受験犬が防衛へルパーに対し頭部で突く行動に転じた場合や咬捕実行した場合、防衛へルパーは防御動作を実行してはならない。

## 各設定試験関連独自規程

FCI 国際同伴犬試験規程 (BH/VT) (交通安全適正試験種目 (VT) を含む) 当試験受験に当たり自国 FCI 国内統括傘団体又は行政設定に則った専門知識学科試験を受験、合格していることが前提条件となる。当試験受験に当たり犬種や体高制限は設定されていない。最低受験年齢は各国 FCI 国内統括傘団体が独自に設定するが、最低受験年齢は生後 12 か月を下回ってはならない。

当試験「第一部」(「セクション A」「訓練練習会場内にて実施される同伴犬試験」)受験時、獲得可能最高得点の70%以上獲得に至らなかった受験犬の「第二部」(「セクション B」「交通安全適正審査」)受験は不可能とする。試験終了後、訓練審査員は獲得点数を公表せず「試験合否」と「総合評価」のみ発表する。「セクション A」に於いて獲得可能最高得点70%以上、「セクション B」試験種目評価が「B-評価(可)」以上に達してい

る場合、試験合格とする。尚、主催者要望により訓練審査員は表彰用順位決定する事を可能とする。BH/VT 試験合格は当試験規程集に含まれる全試験の受験条件とする。不合格時の当試験再受験は可能とする。尚、再受験迄に必要な経過日数設定はされていないが、開催試験行事内二日間の受験回数は1回のみとする。全受験結果は合否に関わらず、訓練手帳に記入される必要がある。

#### FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT) 試験構成

セクションA 「服従作業」

当試験に於いて発砲テストは実施されない。

各試験課目内容設定は「一般規程」を参照。

「紐付き脚側行進」	15 点
「紐無し脚側行進」	15 点
(注意 一般規程内にて BH/VT 専用特別規則を設定)	
「常歩行進中の停座」	10 点
(注意 一般規程内にて BH/VT 専用特別規則を設定)	
「常歩行進中の伏臥」	10 点
(注意 一般規程内にて BH/VT 専用特別規則を設定)	
「状況下に於ける休止」	10 点

## セクション B 「交通環境下にて実施される試験種目」

## 一般事項

下記説明される各試験課目審査は訓練練習会場外にて適切な周囲環境下にある閉ざされた市街地で実施される。訓練審査員は大会実行委員長と共に公共の場に於いて実施される各試験課目の具体的な実施場所(道路、路地、広場等)や実施方法を決定する。当試験セクション実施に当たり交通の妨げになってはならない。当セクション構成特性上、実施に当たり十分な時間が計算される必要がある。より多くの受験犬審査を重視した方法により、当試験の本質的試験要求設定を疎かにしてはならない。セクション B 審査に於いて点数制は採用されておらず、試験合否は受験犬の交通/公共の場に於ける行動や態度の総合印象に基づき判断、決定される。下記各試験課目は試験実施参考内容として受け止められるべきであり、試験実施場所諸条件に合わせ訓練審査員によって独自に変更可能とする。訓練審査員が受験犬作業を明白に評価判断しかねる場合、必要に応じ再実施又は変化した形で実施させる権限を持つ。

## 試験計画、実行

下記各試験課目は最低課題要求を反映する為、FCI 加盟国内統括傘団体判断によって拡充 される事が認められる。

#### 「群衆との遭遇」

審査員指示にて指導手は紐付き状態にある犬を伴い、指示された道路区間の歩道を歩行する。訓練審査員は、指導手と受験犬の後方から適切な距離を開け追う。受験犬はリードが弛んだ状態で、常に指導手左膝に肩甲骨を合わせた位置にて意欲的に指導手に従って歩く必要がある。遭遇する歩行者や往来する交通に対し受験犬は無反応である必要がある。歩行中、指導手が進む進路を走って横切る通行人役試験要員と遭遇する。この状況に対し犬は中立且つ平常心を保ち続ける必要がある。指導手と受験犬はそのまま前進し最低6名から構成される、各構成員間の間隔が取られている群衆内を通過する。通過途中、群衆構成員一名が指導手に話しかけ握手と同時に挨拶する。この際、指導手指示にて犬は指導手側面にて「停座」又は「伏臥」を実行し、指導手と群衆要員間で交わされる短い会話の間、落ち着いた状態を維持しながら静止し続けなければならない。

## 「自転車に乗った通行人との遭遇」

紐付き状態にある受験犬は指導手に引入られながら道路を進み、自転車のベルを鳴らしながら後方から接近してくる自転車に乗った通行人に追い抜かれる。その後、自転車に乗った通行人は指導手と距離を開けた前方地点にてユーターンを行い、再度自転車ベルを鳴らしながら指導手と犬に向かってくる。そのまま要員は受験チームを通過するが、その際要員と指導手の間に犬が位置する形が取られる必要がある。紐付き状態にある犬は自転車通行人に対し何ら反応を示してはならない。

## 「自動車との漕遇」

指導手は紐付き状態にある受験犬を伴い駐車されている自動車数台の脇を通過する。通過途中、自動車一台のエンジンが作動され、もう一台の扉が大きな音を立てながら閉められる。指導手と犬がそのまま前進を続ける途中、自動車が受験チーム脇にて停止し、運転手役試験要員が自動車ウィンドーを降ろした後、指導手に道を尋ねてくる状況が設定される。会話中、犬は指導手指示に対し「停座」又は「伏臥姿勢」を維持する必要がある。当試験課目作業実施中、犬は自動車や様々な交通音に対し無反応である必要がある。

## 「ジョギング中の通行人やインライン・ローラースケーターとの遭遇」

紐付き状態にある受験犬は指導手に引入られ静かな道路を通行中、速度を変更せず後方より接近し追い越す、最低 2 名のジョギング中の通行人と遭遇する。その後、更に前方から一定速度を保ちながらジョギングしながら接近、通過する通行人と会う。ジョギング中の通行人が通過する際、犬は正確な脚側位置を維持し続ける必要はないが、通行人に対し迷惑行為を実行してはならない。ジョギング中の通行人と遭遇時指導手は、必要に応じ犬に対し「停座」又は「伏臥姿勢」を命じる事は認められる。ジョギングを行う通行人の代わりにインラインスケートシューズを装着した通行人 1~2 名を起用し、後方から追い抜いた後、正面から再度通過する設定を用いることも可能である。

## 「他犬との遭遇」

大を伴う他指導手が正面と背後より受験犬を通過した際、受験犬は通過する他犬に対し中立な態度を維持し続ける必要がある。他犬が通過する際、指導手は受験犬に対し「脚側行進を促す声符」を再使用する又は一旦「停座又は伏臥姿勢実行」を命じる事が認められる。「指導手によって一時的に取り残された、

リードが固定状態にある受験犬の交通に対する態度、他動物に対する態度」 指導手は審査員指示にて紐付き状態にある受験犬を伴い、比較的通行量が多い道路の歩道 を通行する。開始より短い道程を経て指導手は更なる審査員指示にて受験犬のリードを柵 や建物外壁の鉄製輪等に結び付け、犬の視野外にある商店や建物玄関等内へと移動する。 一時的に取り残された犬は「立止」、「停座」、「伏臥」何れかの姿勢を取る事が認められる。指導手不在中、他犬を紐付き状態で伴う通行人役要員が受験犬から約5歩離れた距離にて受験犬の横を通過する。通行人役要員や犬(温和な性格を持つ犬の起用が推奨される)に対し攻撃的な態度(リードを強く引く行動、継続的な咆哮実施、等)に出る事無く落ち着いた態度で通過させる必要がある。審査員指示により指導手は受験犬の元へ戻る。 注釈 当セクション試験課目を一特定試験会場にて全受験犬に受験させるか、全受験犬に幾つかの試験課目のみ受験させ、他会場にて残りの試験課目審査を実施するかの判断は担 当訓練審査員判断に委ねられる。

セクションA 「足跡追及作業」

	IGP-1	IGP-2	IGP-3	IFH-V	IFH-1	IFH-2	IGP-FH
使用足跡	自者印跡	他者印跡	他者印跡	自者印跡	他者印跡	他者印跡	他者印跡
最短印跡	300 歩	400 歩	600 歩	600 歩	1,200 歩	1,800 歩	1 試験行事
距離							中 2 日間
							で、各日1
							名ずつ(計
							2 名) 異な
							る条件下で
							他者印跡さ
							れた、1800
							歩の 2 足跡
							コースを使
							用
直線部数	3 箇所	3箇所	5 箇所	5 箇所	7箇所	8箇所(内、	8箇所(内、
						1部は半径	1 部は半径
						30 デル半円	30 芹半円
						とする)	とする)

屈折部数	2 箇所	2箇所	4箇所	4箇所(内、	直角 6 箇	7箇所(最	7 箇所(最
				直角 3 箇	所	低 2 箇所	低 2 箇所は
				所、最終屈		は鋭角 (30	鋭角(30~
				折は鋭角)		~60度)	60度)
屈折間の	最低 50 歩	同左	同左	同左	同左	同左	同左
設定間隔							
物品配点	指導手私	他者保有	他者保有	指導手私	他者保有	他者保有	他者保有
	物品3個	3個	3個	物品 3 個	4個	7個	7個
	(各7点)	(各7点)	(各7点)	(各7点)	(3×5 点、	(各 3 点)	(各 3 点)
					1×6 点)		
物品配置	第 1 は第	第1は第	第 1 又は	第 1 又は	第 1 は最	第 1 は最	第1は最低
位置	一直線上、	一直線	第二直線	第二直線	低 100 歩	低 100 歩	100 歩後、
	第 2 は第	上、第 2	上最低	上最低	後、第2及	後、第 2~	第 2~第 6
	二直線上、	は第二直	100 歩後、	100 歩後、	び第 3 は	第 6 は図	は図参照
	第3は終	線上、第	第 2 物品	第 2 は第	図参照、第	参照 (一直	(一直線部
	着地点上	3 は終着	は審査員	二又は第	4は終着地	線部上に2	上に2個配
	に配置	地点上に	指示位置	三直線上、	点上	個配置可)	置可)
		配置	上、第3は	第 3 は終			
			終着地点	着地点上			
			上に配置	に配置			
外寸法	長 10						
単位 = cm	幅 2~3	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	厚 0.5~1						
印跡経過	20分	30分	60 分	90分	120分	180分	180分
作業時間	15分	15分	20 分	20分	30分	45 分	45 分
誘惑足跡	無し	無し	無し	無し	開始 30 分	開始 30 分	開始 30 分
設定					前に設定	前に設定	前に設定
必須資格	BH/VT	IGP-1	IGP-2	BH/VT	BH/VT	IFH-1	IFH-2/BH/VT
L	1	1	I	I	I		1

## IGP-V 並びに IGP-ZTP 足跡コース設定関連情報

	IGP-V	IGP-ZTP
印跡方法	自者	自者
最低歩数	200 歩	300 歩
直線部数	2 部	3 部
屈折部数 (直角屈折)	1 箇所	2 箇所

印跡経過時間	即時作業開始	20分	
作業持ち時間	最大 10 分	15分	
物品	指導手所有物品 2 個	指導手所有物品 3 個	
物品外寸法 (単位 センチ)	長 10×幅 2~3×厚 0.5~1	長 10×幅 2~3×厚 0.5~1	
評価方法	足跡維持79点、物品21点	足跡維持79点、各物品7点	
受験時の必須保有資格	BH/VT	BH/VT	

## 誘惑足跡設定方法(IFH-1、IFH-2 及び IGP-FH のみ設定)

各屈折部 40 歩前後、第一及び最終直線を交差する誘惑足跡設定は禁止されている。設定に当たり、本足跡コースとの交差角度が 60 度以下とならない様 注意すべきであり、足跡コースを二回交差しなければならない。 犬は誘惑足跡に対し反応や確認行為を行う事は認められるが、その場合本足跡コース上を離脱してはならない。 犬が本足跡コースを離れ、誘惑足跡上を捜索リード 1 本分以上進んだ地点で作業中止が言い渡される。

#### IFH-2 及び IGP-FH 特別規則

指導手は犬の体力的状態や酷暑等の気候条件下により、犬が作業中に休憩を必要とすると判断した場合、審査員にその旨を伝え、了承を得た上で小休止を取る権利がある。休息時間は作業持ち時間内とする。指導手は休憩中又は物品付近に於いて携帯する水分を含む布巾やスポンジを用いて頭部、目や鼻を拭く事が認められる。これら携帯可能な補助器具は足跡追及作業開始前に審査員に提示する必要がある。他補助品の携帯は禁止されている。

#### 足跡追及作業に適した地表

足跡追及会場の地表選定に当たり、次なる特性を有する自然地表が適合する。芝生、農地、森林、等の地面。全ての試験の全階梯に於いて使用される追及会場内の既存地表性質変化をそのまま生かすことや足跡コースが道路を横断する設定も認められる。

#### 足跡コース印跡方法

担当訓練審査員又は追及会場責任者は既存追及会場特性に応じて足跡コース過程を決定する。IFH-1、IFH-2及びIGP-FH 各試験に於いて印跡者には担当審査員又は追及会場責任者より会場図が手渡される。この図には会場特長(木、電信柱、小屋等の存在)が明記されている。訓練審査員又は追及会場責任者は印跡作業を監督し、印跡に当たり考慮すべき注意事項を事前に印跡者に提供する。各足跡コースは互いに相違した形状で印跡される事が認められ、屈折部設定及び物品配置位置は他足跡コースと等しい間隔に設定されてはならない。足跡コース出発地点は出発地点左側面に設定される明白に目視可能な印によって識別されなければならない。印跡者は出発地点に於いて短時間立ち止まった後、常歩にて指示された方角に向かって印跡を開始する。印跡時、自然な歩き方に於ける印跡を心がける必要がある。続く直線部への継続的足跡追及作業を可能にする、各屈折部も「常歩」にて印跡される(当規程付録印跡実施要領図を参照)。

印跡者は不自然な歩行、地面を強く踏み込むや擦る、一時停止等の補助行為を実施する事

無く全足跡コースを印跡する必要がある。物品は各屈折部前後 20 歩以内に配置される事は認められておらず、直接足跡コース上に置かれる必要がある。最終物品配置後、印跡者はそのまま前方へ向かって最低 10 歩印跡作業を継続しなければならない。

印跡作業中、受験犬と指導手は視野外にて待機する必要がある。

作業実施順番は、印跡作業終了後訓練審査員が居合わせる中、抽選によって決定される。 物品

使用される物品は足跡追及会場地表色と極端に相違してはならない。IGP-V、IGP-ZTP、IGP-1 及び IFH-V に於いては指導手によって、IGP-2、IGP-3、IFH-1、IFH-2 及び IGP-FH に於いては印跡者によって各物品は印跡作業前に訓練審査員又は追及会場総括要員確認の為、提示される必要がある。印跡者(又は指導手)は体臭が十分移行した、最低 30 分所持された物品のみ使用すべきである。一足跡コースに配置される物品は様々な材質から成る必要がある(例、皮、衣類繊維、木製)。選考会や IFH 試験に於いて使用される物品は、足跡コース番号(足跡コース識別印番号)と一致する番号が割り振られなければならない。物品作業

#### ア)「物品指示」

指示作業は「停座」、「伏臥」又は「立止姿勢」、或は物品毎に相違した姿勢にて行われる事が認められる。全ての物品は如何なる指導手関与無く犬によって明白に指示される必要がある。指示作業実施後、指導手は捜索リードを地面に落とす又は置き、自主的に犬の元へと歩み寄り、物品を高く持ち上げる事により物品発見を訓練審査員に示す。物品を審査員に示すに当たり、犬の側面に於ける指導手の立ち位置は左右何れでも認められる。作業再開は犬が指示作業時に取った姿勢にて物品指示位置から行われる。物品指示姿勢は捜索実行方向に向かった状態で実行される必要がある。物品に対する伏臥、停座及び立止姿勢実行位置が多少ずれていたとしても審査上姿勢誤実行と見なされない。尚、物品指示作業時、物品は前肢足先直前又は前肢間に位置する必要がある。足跡追及作業再開まで犬は落ち着いた状態を維持し続けなければならない。過剰な指導手補助によって発見された物品は審査上、「物品飛ばし」として扱われる。指示作業終了後、「足跡追及を促す」1 声符にて足跡追及作業が再開される。

## イ)「物品咥え上げ又は物品持来」

物品に対し指示する代わりに物品の咥え上げも認められる。咥え上げ後、「立止姿勢に於いて静止する」「停座を実行する」又は「咥え上げた物品を指導手元へ持来する」何れかの方法が認められる。尚、伏臥状態に於ける咥え上げや物品を保持しながらの足跡上の前進行為は誤行動と見なされる。犬が物品を持来する場合、指導手は立ち位置を変更してはならない。物品持来後、指導手が物品を受け取った地点にて足跡追及作業は再開される。発見に至らなかった物品が印跡者によって発見不能となった場合、該当物品は審査上減点されない。更に複数物品が印跡者によって発見不能な状態にあった場合、指導手に対し予備足跡コースにて新たな作業を行うか否か提案される。指導手がこの提案を拒絶した場合、発

見に至らなかった複数物品は審査上「発見に至らなかった物品」として評価される。

尚、当特別規則は IGP-1、IGP-V、IGP-ZTP 及び IFH-V 審査時適応されない。前記各試験に於いて自者印跡された足跡コース上の物品が受験犬又は指導手によって発見されなかった場合、該当物品得点は「0点」とする。

捜索リードを用いた指導法と捜索リードを用いらない「フリー捜索」 捜索リードを用いた指導法

大の指導には全長 10 メートル捜索リードを用いる事が認められる。訓練審査員による捜索リード全長、装着首輪及び捜索ハーネス確認は遅くとも作業開始申告時、足跡追及作業開始前には実施されなければならない。巻き上げ式捜索リードの使用は禁止とする。捜索リードは大の背部上、背部側面と/又は前肢間を通した状態での使用が認められる。大に装着されている引き締まる状態に調節されていないチェーンカラー又は捜索ハーネス(追加固定ベルトを有しない胸部型ハーネス、ボッガー・ハーネスのみ使用可)に捜索リードの直接装着が認められる。ボッガー・ハーネス使用時、後部装着ベルトが最終肋骨以降の柔らかい胴体部位を圧迫しない方法で装着される様、配慮すべきである。指導手が捜索リードを保持するに当たり、垂れ下がった状態にある事は認められるが、これにより犬と指導手間の規定距離維持に大きな影響を及ぼしてはならない。捜索リードによる地面接触はミスと見なされない。

「フリー捜索」実施時の指導法

フリー捜索時、受験犬と指導手間の距離は終始最低 10 メートル維持される必要がある。 作業開始及び作業終了申告

足跡追及作業実施順番が廻った指導手は捜索準備が整った犬(捜索リードは伸びきった状態にて、必要に応じ捜索ハーネス装着済み)と共に基本姿勢にて訓練審査員に対し作業開始申告を行い、受験犬の物品作業実施方法を伝える。足跡追及開始地点手前約2メートル地点まで犬を短いリードで指導される事が認められる。足跡追及作業前、足跡コース開始地点付近作業時並びに全足跡追及作業過程に於ける如何なる強制行為も禁止されている。審査員指示にて指導手は犬を足跡コース開始地点へ導き、足跡追及作業開始を促す。足跡コース開始地点範囲より約2メートル手前に於ける短時間に及ぶ犬の停座実行は認められる。遅くともこの時点で捜索ロープは指導方法に応じ準備される必要がある(捜索ハーネス装着完了と捜索リードを犬の前肢間を通した状態)。足跡追及作業終了後、発見された全物品は担当審査員に提示されなければならない。最終物品発見後、作業終了申告実施及び訓練審査員講評以前の犬と遊ぶ行為や餌を与える事は禁止とする。作業終了申告は基本姿勢にて実施される。実施後、指導手は携帯する短いリードを犬に装着する事が認められる。足跡追及作業開始及び足跡追及態度

「足跡追及を促す声符」にて足跡コース開始地点識別用印より足跡追及作業は開始される 必要がある。指導手は最大3回迄足跡追及作業開始を促す事が認められる。第二及び第三 声符使用はその都度、第一直線部採点に減点として反映される。犬は地面に対し低い鼻の 位置を保持しながら足跡コースを嗅ぎ当て、捜索中も足跡コース上で終始低い鼻の位置を保ちながら高い作業意欲が見られる、持続性且つ安定度のある足跡追及作業を実施する必要がある。犬による納得のいく作業意欲と持続性が見られる作業が実施されている以上、作業速度は評価基準とならない。足跡追及作業開始並びに物品発見後の足跡追及作業再開は犬に対する「足跡追及作業開始を促す声符」発声によって開始される。指導手による捜索リード保持方法は多少の遊び幅が許容される必要がある。足跡追及作業開始迄の明白な時間制限は設定されておらず、寧ろ訓練審査員は第一直線上の作業開始において実施された匂い嗅当行動の強度を基準にして評価すべきである。

犬の脚が捜索リードに絡み、その事により捜索継続を大いに影響する場合、指導手は審査 員許可を得た上、犬との距離を詰める事無く犬に対し伏臥を命じ、その後絡んだ捜索リー ドを解き、「足跡追及作業を促す声符」にて犬に作業再開をさせる事が認められる。この場 合は減点対象とならない。

#### IFH-1、IFH-2、IGP-FH 専用規則

大による足跡嗅当でが成功していないとの印象を指導手が受けた場合、嗅ぎ当で作業を再度促す権利が生じる。尚、指導手自ら足跡上を既に進んでいない事が条件となり、一回のみ認められる。この場合、必須減点「4点」扱いとなる。

#### 屈折部

受験犬は屈折部に於いて安定した作業を行う必要がある。屈折部に於ける円を描く確認行動は誤った作業実行方法と見なされる。尚、足跡コースを離脱する事無く実施される確認行動は認められる。屈折部通過後、必要と見なされる高い集中力、作業意欲及び同一追及速度にて追及作業が継続されなければならない。屈折作業に於いても指導手は犬との規定距離保持に努める必要があるが、この場合足跡上を必ずしも進む必要はない。尚、犬が屈折作業実行時の方向変換を完了し、続く直線上を辿る事が明白に確認できた段階で、指導手は足跡を離れることが認められる。

#### 犬を褒める行為

IGP-3、IFH-1、IFH-2、IGP-FH 各試験及び原則的に屈折作業中以外、全試験階梯追及作業中の指導手による時折犬を褒める行為は認められる。更に全試験階梯の物品配置地点に於ける短い褒める行為も認められる。物品指示直前又は直後に犬を褒める事を可能とする。足跡追及作業に於ける「中止」及び「失格」言い渡し

受験犬が足跡上を離脱し指導手が離脱を阻止した場合、訓練審査員は指導手に対し犬の後を追う様命じる。指導手が指示に従わない場合、訓練審査員は足跡追及作業の「中止」を言い渡す必要がある。各試験階梯規程が定める作業設定時間以内に犬が足跡終着地点に到達していない場合、足跡追及作業は訓練審査員によって「中止」される。尚、IFH-1、IFH-2及びIGP-FH 各試験の足跡作業中に犬が最終直線上にて作業に当たっている場合、前記規則は適応外とする。中止が言い渡されるまでの作業が評価される。犬が足跡上にて追求作業を実施せず長時間一点にて静止した場合、作業持ち時間が十分に残っている又は犬が足

跡上を離脱していなくても、訓練審査員は作業中止を言い渡す権限を有する。

足跡追及作業中、野生動物の登場により犬の狩猟本能が優勢となり動物を追う行動に転じた場合、指導手は「伏臥を促す声符」を発し、犬を服従させる事を試みる事が認められる。 訓練審査員指示により指導手は「招呼を促す声符」を用いて犬を招呼し、足跡追及作業再開を試みる。作業再開を促すに当たり「足跡追及を促す」声符使用が認められる。尚、再開に至らない場合、「失格」とする。評価は「服従不足による失格」となる。

その他評価基準及び訓練審査員の義務

直線部の審査は全長、地表特性及び気象条件に応じ実施され、評価で表される。

訓練審査員は犬の捜索態度に影響を及ぼさない、適切な犬との間隔維持を選定しなければならない。犬が作業を行う権利を有する範囲(指導手周辺半径 10 メートル及び、前方に続く足跡コースとの距離 10 メートル)に於いて印跡者や試験審査員は犬の作業の妨げとなってはならない。

審査員は犬又は指導手のみならず、会場特性、気象状況、想定可能な誘惑や時間要素も審査時考慮しなければならない。審査員は犬の作業に影響を及ぼす各種要素とそれらの強弱に応じ、評価に反映する必要がある。下記要素を考慮される評価が実施されるべきである。

- -捜索態度(例、屈折部や物品指示作業前後安定した強い作業意欲が見られるか)。
- 一犬の訓練到達水準(例、落ち着きのない追及作業開始、自信無さげな態度や回避態度)
- -指導手による禁止されている補助行為
- 足跡追及作業は下記影響を受け、作業実行難度が増す
  - ア)足跡追及会場の地表特性(既存植物密生度、砂、地質変更箇所、動物の糞、等)
  - イ) 風向き、強弱等
  - ウ) 野生動物の往来
  - エ) 気象状況(暑さ、寒さ、雨、雪、等)
  - 才) 天候状況の変化

訓練審査員は犬の熱中度合い、作業安定度又は不安定度、又は作業に取り組む真剣度を評価しなければならない。

#### 全試験階梯共通減点

- -受験犬が足跡追及作業を中断し、指導手が犬の元に歩み寄ることなく捜索リード一本分の距離を置いた状態で「捜索を促す声符」を発っすることにより作業再開に至った場合、「2点減点」とする(IFH-2、IGP-FHに於いては「減点1点」とする)。
- 一受験犬が足跡追及作業を中断し、指導手が犬の間際にて「捜索を促す声符」発声により作業再開に至った場合、「4点減点」とする(IFH-2、IGP-FHに於いては「減点2点」とする)。
- -屈折部作業時に於ける集中力散漫な態度、排尿や排便行為及び円を描く行動、足跡追及 作業や物品作業中に終始指導手の励ましの言葉を必要とする場合、捜索リードによる又 は言葉による補助を要する場合、減点対象とする。

## セクション B 「服従作業」

## 一般事項

原則的な要求設定

- 一表現力
  - 自信素質
  - 嬉々とした、作業意欲旺盛な作業態度
  - 集中力や注意力
  - 受験チームの調和
- -技術的正確性
  - 作業実施位置
  - 作業実施指示に対する犬の反応や作業実行方法

服従作業開始前に訓練審査員は IGP 規程に於いて使用が定められる各器具の適正を確認 する必要がある。IGP 規程に則った器具が準備されていなければならない。

各試験課目評価に当たり、作業開始基本姿勢から試験課目終了に渡り終始犬の態度が監察 される必要がある。

#### 声符

指導手による3つ目の声符発声により犬が作業課題を実行しない場合、該当試験課目作業は無評価で中止される。招呼を促すに当たり、声符の代わりに犬名の発声が認められる。 尚、犬名と如何なる声符との同時使用は、審査上重複声符使用と見なされる。

#### 声符に対する犬の反応:

指導手による声符に対し犬は作業を嬉々とした態度で実行すべきである。恐怖心やストレスを露わにする態度は実施中の作業の減点を引き起こす。

## 追加声符

第二追加声符にて犬が作業実行に至らない場合、該当作業得点は「0点」とする。第二追加声符にて犬が「一試験課目作業部分」を実行しない場合、該当試験課目評価は最大「高い M-評価」とする。

- -第一追加声符使用により、「該当試験課目作業部分」は「B-評価」となる。
- -第二追加声符使用により、「該当試験課目作業部分」は「M-評価」となる。
- 例、一作業部分配点が「配点5点」の場合

#### 第一追加声符使用

- ⇒ 配点 5 点作業の「B-評価」に値する減点換算した場合、「減点 1.5 点」となる。 第二追加声符使用
- ⇒ 配点 5 点作業の「M-評価」に値する減点を換算した場合、「減点 2.5 点」となる。 声符発声以前に犬が作業を実行した場合、該当試験課目作業部分評価は「M-評価」とする。

各試験と試験階梯服従作業に於ける試験課目設定及び配点

試験課目内容	IGP-1	IGP-2	IGP-3
「紐無し脚側行進」	15 点	15 点	15 点
「常歩行進中の停座」	10 点	10 点	5 点
「行進中の伏臥及び招呼」	10 点(常歩)	10 点(常歩)	10 点(速歩)
「行進中の立止」		5点(常歩)と迎え	10点 (速歩) と招呼
「平面ダンベル持来」	15 点	10 点	10 点
「1 に障害往復飛越	15 点	15 点	15 点
650g ダンベル持来」			
「1.8m 斜壁片道登攀」	15 点	15 点	15 点
「1.8m 斜壁往復登攀	物品持来を伴わ	往復登攀、復路時	往復登攀、復路時
650g ダンベル持来」	ない片道登攀	ダンベル持来実施	ダンベル持来実施
「前進及び伏臥」	10 点	10 点	10 点
「状況下に於ける休止」	10 点	10 点	10 点
合計配点	100 点	100 点	100 点

試験課目内容	IBGH-1	IBGH-2	IBGH-3
「紐付き脚側行進」	30 点	20 点	
「紐無し脚側行進」	30 点	20 点	20 点
「常歩行進中の停座」	15 点	15 点	10 点
「常歩行進中の伏臥」	15 点	15 点	10 点
「常歩行進中の立止」			10 点
「平面ダンベル持来		10 点	15 点
「1.4 流斜壁往復登攀			15 点
650g ダンベル持来」			
「前進及び伏臥」		10 点	10 点
「状況下に於ける休止」	10 点	10 点	10 点
合計配点	100 点	100 点	100 点

「FCI 国際同伴犬訓練試験 第一~三試験階梯 (IBGH-1~3)」共通特則 指導手によって犬が招呼される作業が設定される全試験階梯試験課目及び全持来作業 に於いて、受験犬は一旦正面停座を実行する事無く直接基本姿勢に移行する事が認め られる。尚、停座状態にてダンベルを保持する犬に対し「ダンベル引き渡しを促す声 符」が発声されるまで、3 秒間に渡る明白な間が厳守される必要がある。

#### 「FCI 国際同伴犬訓練試験 第三試験階梯(IBGH-3)」特別規則

「第二」から「第六試験課目」実施順番は、訓練審査員によって下記 5 通りの組み合わせ が可能な、くじ引きで決定される。

第一組み合わせ 「第二」⇒「第四」⇒「第五」⇒「第六」⇒「第三試験課目」順にて実施 第二組み合わせ 「第四」⇒「第三」⇒「第六」⇒「第二」⇒「第五試験課目」順にて実施 第三組み合わせ 「第六」⇒「第四」⇒「第五」⇒「第三」⇒「第二試験課目」順にて実施 第四組み合わせ 「第三」⇒「第二」⇒「第六」⇒「第五」⇒「第四試験課目」順にて実施 第五組み合わせ 「第五」⇒「第六」⇒「第三」⇒「第二」⇒「第四試験課目」順にて実施 第五組み合わせ 「第五」⇒「第六」⇒「第三」⇒「第二」⇒「第四試験課目」順にて実施 ※ 全受験犬は同一順序にて「第二」から「第六試験課目」を実施する必要がある。

「FCI 国際作業犬前段階試験(IGP-V)」、

「FCI 国際作業犬繁殖適正試験(IGP-ZTP)」の各服従試験課目及び配点

試験課目内容	IGP-V	IGP-ZTP
「紐付き脚側行進」	30 点	25 点
「紐無し脚側行進」	20 点	
「常歩行進中の停座」		15 点
「常歩行進中の伏臥」	15 点	20 点
「平面ダンベル持来」	15 点	20 点
「80 ギ障害片道飛越を伴う招呼」	10 点	10 点
「状況下に於ける休止」	10 点	10 点
合計配点	100 点	100 点

#### 試験課目作業開始申告

「セクションB」開始時、指導手は犬を伴い審査員に対し作業開始申告を行い、挨拶する。 IGP-2、IGP-3及びIBGH-3各試験階梯以外、作業開始申告は「紐付き状態」で行われる。 試験課目開始及び終了

訓練審査員による作業開始指示にて試験課目作業が開始される。その他、各種ターン、静止、歩度変換等は審査員指示無しで指導手判断にて実行される。「正面停座から試験課目終了基本姿勢への移行」、「停座中のダンベル保持及び引き渡し」、「犬を褒める」及び「試験課目作業開始基本姿勢」に共通して適応される「約3秒間に渡る姿勢維持」は厳守されるべきである。指導手が一試験課目を実行し忘れた場合、試験審査員は実施されていない試験課目実施を促す。試験課目順序の誤った実行に伴う減点は行われない。尚、一試験課目部分が実行されない場合、試験課目総合評価に影響を及ぼす。

#### 基本姿勢実施要領

全試験課目作業は基本姿勢より開始され、基本姿勢にて終了する。前進動作からの試験課 目開始の基本姿勢実行は一回のみ認められる。基本姿勢に於いて受験犬は注意深く、前方 方向に正しく向き、指導手左膝に肩甲骨位置を合わせた状態で脚側停座姿勢を取る必要が ある。基本姿勢実施中、指導手は開脚姿勢を取ることなく、両腕を力まず身体側面に合わせなければならない。

# 試験課目作業展開

「行進中の停座」、「行進中の伏臥」、「速歩行進中の立止」(IBGH-3 は「常歩行進中の立止」) 及び「前進及び伏臥」各試験課目に於いて試験課目開始基本姿勢より試験課目が展開される。指導手による試験課題を促す声符が使用されるまで、最低 10 歩、最大 15 歩に渡る脚側行進が「試験課目展開」として実施されなければらない。

### 指導手による犬の元への歩み寄り方

指定姿勢実行中の犬より指導手が一旦離れた後犬の元へ戻る作業が含まれる各試験課目に 於いて指導手は歩み寄る際、犬の正面から又は犬の後方より歩み寄る事が認められる。

# 「招呼」⇒「正面停座」⇒「作業終了基本姿勢移行」実施要領

招呼を促すに当たり声符の代わりに犬名発声が認められる。尚、「招呼声符と犬名発声」は評価上、追加声符使用と見なされる。犬は嬉々とした態度で最短距離にて目的意識が見られる招呼を実行し、間隔を詰めた指導手と対面した状態での正面停座に移る必要がある。指導手による「基本姿勢を促す声符」にて犬は直接的に試験課目終了基本姿勢に移行すべきである。移行に当たり、犬は指導手後方を回り込む方法又は指導手前面にて自らの身体を向き返る事により左脚側位置に移行する何れかの方法を実行する事が認められる。

#### 犬を褒める行為

各試験課目実行後、各基本姿勢にてのみ犬を褒める行為が認められる。もし、犬を褒める行為を実行した基本姿勢が次なる試験課目の「作業開始基本姿勢」に該当する場合、指導手は犬を褒めた後、一旦姿勢を正し3秒間の間静止した後に作業を開始する必要がある。指定姿勢誤実行時の採点方法

特定所作実行(停座、伏臥、立止)が要求される全技術試験課目に於いて、更なる誤行動が見られないかぎり、姿勢誤実行により試験課目全体得点の50%が減点される。

#### ダンベル引き渡し

3 度目の声符発声により犬がダンベル引き渡しを拒絶した場合、「服従心不足による失格」 が言い渡される。

# 使用ダンベルの種類

各持来試験課目に於いて、主催者が提供するダンベルの使用のみ認められる。

例外 「IBGH 第二及び第三階梯試験」に於いて指導手私物ダンベル使用が認められる。 全受験者は同一ダンベルを用いて作業に当たる必要がある。使用ダンベルは下記基準を満 たす必要がある。

- 「ダンベル持ち手部分」が「木製」であること。
- -指定重量の厳守。
- -地面配置時、ダンベル持ち手部分と地面との間隔が最低4センチであること。

	IBGH-2	IGBH-3	IGP-1	IGP-2	IGP-3
平面持来	指導手私物品	指導手私物	650 グラム	1000 グラム	2000 クラム
障害持来			650 グラム	650 グラム	650 グラム
斜壁登攀		指導手私物	登攀のみ	650 グラム	650 グラム
	IGP-V	IGP-ZTP			
平面持来	指導手私物品	650 グラム			

#### 障害

障害の高さは 100 センチ、幅 150 センチを誇る。受験中、犬の試験的飛越実行は禁止されている。

#### 斜壁

斜壁は上部短辺が互いに接触、固定されている短辺 150cm、長辺 191cm を有する二枚の登攀板より構成されている。各地面と接する下部短辺接地間隔は、上部短辺の高さが 180 cm に値する様に設定される。斜壁板全表面に滑り止めが施される必要がある。各登攀板上部半分には外寸法 24×48mm を有する各 3 枚の登攀補助桟が設けられている。一試験に於いて全頭同一斜壁を登攀する必要がある。試験や競技本番中の試登攀は禁止とする。

「FCI 国際同伴犬訓練 第三階梯試験 (IBGH-3)」に於いての上部短辺の高さは地上より 140 cm に値する様に設定される。

#### 各服従試験課目作業実施要領

「紐付き脚側行進」並びに発砲を伴う「紐無し脚側行進」実施要領

大は基本姿勢より、指導手の「脚側行進を促がす」一声符にて、喜々とした態度で注意深く、常に指導手左面膝位値に肩甲骨を揃え行進すべきである。脚側行進実施要領は、下記図を参照し厳守する必要がある。遅くとも、他受験犬を指導する指導手が試験課目「状況下の休止」実施の為作業開始基本姿勢に移る際までに、指導手は自らも試験課目作業開始基本姿勢を取るべきである。第一直線上を行進中、最低 15 歩離れた地点に於いて 5 秒間隔で 2 発の銃声(6mm 口径)が放たれる。

発砲は IGP-V、IGP-ZTP、及び IGP 第一から第三階梯試験でのみ実施される。

大は発砲に対し平常心を保ち続ける必要がある。尚、犬が「ガン・シャイ」と確認された場合、それまでに獲得された全得点が無効と見なされ、「失格」となる。犬の反応が明白でない場合、試験審査員は新たに犬の発砲に対する反応を試す機会を設ける権限を有する。

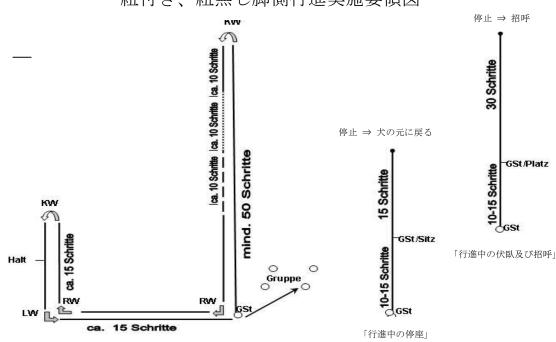
(BH/VT、IBGH 第一から第三階梯試験に於いては発砲が実施されない)。

「反転ターン」は指導手によって「左回り」で実行されなければならない。この際、犬は右反転ターンにて指導手背後を回り込むか、指導手左膝位置から離脱する事無く 180 度左向き反転ターンを実行すことが認められる。「速歩」と「緩歩」各歩度は「常歩」と明白に区別が付く方法で実行されなければならない。歩度変換は減速用歩数を用いてはならず、直接的に実行される必要がある。

第二反転ターン実行後、指示無し停座が要求される一旦停止が実行される。

群衆要員が動きながら行われる群衆内行進は「紐付き」(IGP-V、IGP-ZTP、BH/VT、IBGH-1及び IBGH-2)ないし「紐無し状態」(IGP-1~3、IBGH-1及び IBGH-2)にて実施される。指導手は犬と共に任意の群集構成員各一名を「右」及び「左回り」で通過し(八の字)、最低一度群集内にて群衆要員脇で停止しなければならない。必要に応じ訓練審査員は群集内行進を再度実行させる権限を持つ。続く審査員指示にて指導手は犬を伴い群集を離れ、当試験課目終了基本姿勢に移る。群衆を離れた後、試験課目終了基本姿勢にてのみ、犬を褒める行為を実行することが認められる。

必要に応じ試験課目間の移動中に於いても紐無し脚側行進を実行する必要がある。指導手がダンベル置きに向かう又は離れる際も犬は正しい脚側位置にて指導される必要がある。 FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT) 特別規則 「紐付き脚側行進」は実施要領図に則り実行される。尚、指導手は「紐無し脚側行進」に於いて試験課目作業開始基本姿勢より、「常歩」にて犬を伴い約 50 歩前進し、反転ターン実行後更に 10~15 歩前進した後、「速歩」にて10~15 歩進み、減速歩数を用いる事無く 10~15 歩に渡り「緩歩」にて前進し、再度「常歩」に歩度変換した上で前進する。試験課目作業終了基本姿勢にて作業を終了する。



紐付き、紐無し脚側行進実施要領図

#### 実施要領

指導手は IGP-1、IBGH-1、IBGH-2、IGP-V 及び IGP-ZTP 受験時「紐付き状態」にある 犬を、IGP-2、IGP-3 及び IBGH-3 に於いては「紐無し状態」にある犬を伴い、試験審査 員の元へ進み犬を停座させた後、作業開始申告を行う。

全試験に於いて(BH/VT、IBGH-1及びIGBH-2を除く)審査員許可により指導手は「紐

無し状態」にて、犬と共に作業開始基本姿勢を取る。続く審査員指示にて指導手は作業を開始する。進行方向を向いた落ち着きと注意力が見られる基本姿勢より、犬は指導手による「脚側行進を促す声符」に迅速に従い、集中力を持続させながら嬉々とした態度にて、指導手進路と被らない脚側行進を行う必要がある。常時肩甲骨を指導手左膝位置に合わせた行進位置を維持し、指導手が停止した場合自主的且つ迅速に進行方向に向いたまま、指示無し脚側停座に移らなければならい。

試験課目開始時、犬を伴う指導手は途中停止することなく 50 歩前進する。反転ターン実行後、更に  $10\sim15$  歩前進し、「脚側行進を促す声符」にて  $10\sim15$  歩に渡る「速歩」を、続く「脚側行進を促す声符」にて  $10\sim15$  歩に渡る「緩歩」を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時、減速用歩数を用いてはならない。

試験課目作業開始の基本姿勢実行位置は作業終了基本姿勢と同じ位置にて実行される。

群衆内にて指導手は犬を伴い任意の群衆要員 2 名を 1 名は「左回り」、更なる要員を「右回り」で通過し、群衆内にて一旦静止を実行する必要がある。

指導手は反転ターンを実行可能な二通りの何れかの方法で実行する事が認められるが、同一試験又は競技会に於いて統一された実行方法が求められる。

#### 採点評価基準

犬が指導手前方に出る、指導手脚側から側面へ離脱する行為、犬の遅れ、躊躇する停座実行や遅い停座実行速度、追加声符や体符使用、基本姿勢誤実行、集中力不足、作業意欲やモチベーション不足、意気消沈や不自然な態度は相応の減点を引き起こす。

「常歩行進中の停座」(全実施試験及び全試験階梯共通)

# ア) 試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」

「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「停座」(指定姿勢実行)」(配点の 50%) 当試験課目の「第2部作業内容」

「指導手が犬から一旦離れ、戻る」、「作業終了基本姿勢実行」= (配点の50%)

#### イ) 実施要領

10~15 歩に渡る作業展開実施後、指導手は動きに変化を付ける又は振り向く事無く、「停座を促す声符」を発し、これに対し犬は進行方向に向いたまま即座に停座姿勢を実行する必要がある。犬は指導手に対し注意力を持続させた、落ち着きが見られる態度での停座実行が求められる。全試験階梯に於いて指導手は受験犬から 15 歩離れ、審査員指示にて指導手は犬の元へ戻る。

FCI 国際同伴大試験 (BH/VT) 特例規則 作業展開実行後、指導手は一旦停止し、犬から離れる前に「停座を促す声符」を掛ける事が認められる。

#### 採点評価基準

遅い停座実行速度、落ち着きのない集中力散漫な停座実行や他誤行動は相応の減点対象と する。犬が停座姿勢を実行せず、「立止」又は「伏臥」姿勢を実行した場合、他誤行動を対 象とする減点以外に、「減点5点」を引き起こす (IGP-3は「減点2.5点」)。 「行進中の伏臥及び招呼」

## ア) 試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」

「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「伏臥」(指定姿勢実行)」(配点の 50%) 当試験課目の「第2部作業内容」

「招呼作業」、「正面停座実行」、「試験作業終了基本姿勢」(配点の 50%)

#### イ) 実施要領

10~15 歩に及ぶ「作業展開」は IGP-1 と IGP-2、IGP-V、IGP-ZTP 及び IBGH-1~3 各試験階梯に於いて「常歩」にて実行される。 IGP 第三試験階梯に於いて指導手は常歩にて行進後、「速歩」へ歩度変換し更に 10~15 歩前進する。指導手が動きに変化を付ける又は振り向く事無く、「伏臥を促す声符」発声に対し犬は進行方向に向いたまま即座に伏臥姿勢に移る必要がある。 IGP 第三階梯試験に於いて指導手は「伏臥を促す声符」発声後、そのまま最低 30 歩前進し、犬の方角に向かって向き返り静止する。犬は招呼されるまで指導手に対し注意した、落ち着いた状態で伏臥姿勢を維持する必要がある。訓練審査員指示にて指導手による「招呼を促す声符」又は「犬名」発声によって犬が招呼される。犬は目的意識が見られる、嬉々とした態度で最短距離にて指導手へ接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で正しい位置に於いて正面停座を実行しなければならない。続く「基本姿勢を促す声符」に対し犬は直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移る必要がある。

FCI 国際同伴犬試験 (BH/VT) 特別規則 作業展開実行後、指導手は一旦停止し、「伏臥を促す声符」を掛けた後、犬から離れる事が認められる(指定姿勢維持時間を厳守)。 採点評価基準

遅い伏臥実行、落ち着きのない又は注意力が散漫な伏臥態度、目的意識が見られない招呼 実行、指導手による開脚姿勢等の補助行為実行や他誤行動は減点対象とする。犬が「立止」 又は「停座」姿勢を実行した場合、他誤行動減点以外に当試験課目配点の「50%の減点」 を引き起こす。

第二追加声符発声により受験犬が招呼作業を実行しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」(0点)とする。この場合、指導手は犬を迎えに向かう事が認められ、試験継続受験は認められる。

「常歩行進中の立止」(IGP-2、IBGH-3)

#### ア) 試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」

「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「立止」(指定姿勢実行)」(配点の 50%) 当試験課目の「第2部作業内容」

「指導手歩み寄り」、「試験作業終了基本姿勢実行」(配点の50%)

#### イ)実施要領

10~15 歩に渡る作業展開実施後、指導手が動きに変化を付ける又は振り向く事無く、発声する「立止を促す声符」に対し犬は進行方向に向いたまま即座に立止姿勢を実行する必要がある。指導手はそのまま最低 15 歩前進し、犬の方角に向き直り一旦静止する。審査員指示にて指導手は犬右側面まで戻り、「基本姿勢を促す声符」発声で犬と共に当試験課目作業終了基本姿勢に移る。

#### 採点評価基準

遅い立止姿勢実行、落ち着きのない又は注意力が散漫な立止態度、指導手による補助行為 実行や他誤行動は相応の減点対象となる。「IBGH 第三階梯試験」に於いて犬が「停座」や 「伏臥」姿勢を実行した場合、他誤行動減点以外に当試験課目は「5点減点」される(IGP-2 は「2.5点減点」とする)。

「速歩行進中の立止及び招呼」(IGP-3 のみ設定)

#### ア) 試験課目構成

当試験課目の「第1部作業内容」

「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「立止」(指定姿勢実行)」(配点の 50%) 当試験課目の「第2部作業内容」

「招呼作業」、「正面停座実行」「試験作業終了基本姿勢」(配点の50%)

#### イ) 実施要領

「速歩」に於ける 10~15 歩に渡る作業展開実施後、指導手が動きに変化を付ける又は振り向く事無く、発声する「立止を促す声符」に対し犬は進行方向に向いたまま、即座に立止姿勢を実行する必要がある。指導手はそのまま最低 30 歩前進し、犬の方角に向き直り静止する。犬は招呼されるまで指導手に注意力が注がれる、落ち着いた状態で立止姿勢を維持する必要がある。訓練審査員指示にて指導手による「招呼を促す声符」又は「犬名」発声によって犬が招呼される。犬は目的意識が見られる、嬉々とした態度で最短距離にて指導手に接近し、指導手対面、間隔を詰めた状態で正しい位置に於いて正面停座を実行しなければならない。続く「基本姿勢を促す声符」に対し犬は直接的に当試験課目作業終了基本姿勢に移る必要がある(指定姿勢維持時間を厳守)。

#### 採点評価基準

遅い立止静止姿勢実行、落ち着きのない又は注意力散漫な立止態度、目的意識が見られない招呼態度、指導手による開脚姿勢等補助行為実行や他誤行動は相応に減点とする。犬が「停座」や「伏臥」姿勢を実行した場合、他誤行動減点以外に当試験課目は「5点減点」される。第二追加声符発声により犬が招呼を実行しなかった場合、当試験課目評価は「M-評価」(0点)とする。この場合、指導手は犬を迎えに向かう事が認められ、試験継続受験は認められる。

#### 「平面ダンベル持来」

#### 実施要領

投擲方角に向いた正しい基本姿勢より、指導手はダンベルを前方約 10 メートル地点へ向

け投擲する。この場合、立ち位置を変更する事無く片足を投擲方向へ向かって一歩踏み出す事は認められるが、足を引いて基本姿勢を取り直した後「約3秒間静止」を厳守しなければならない。投擲されたダンベルが完全静止した後、初めて「持来を促す声符」を掛ける事が認められる。「持来を促す声符」発声後、犬は最短距離にてダンベルの元へと向かい、到達次第即座に咥え上げ、指導手元に持来しなければならない。往路、復路共に犬は意欲が見られる持来作業を行う必要がある。持来後、正面停座実行時約3秒間に渡り正面停座を実行し続けた犬に対し指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に保持する必要がある。正面停座実行中、見栄えの良いダンベル保持が要求される。ダンベル引き渡し完了後、更なる約3秒間に渡る間を空け、指導手による「基本姿勢を促す声符」発声にて犬は基本姿勢に導かれる。この際、ダンベルは指導手右手、腕を下げた状態で保持される。指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

#### 採点評価基準

持来作業時目的意識が見られない犬の行動、咥え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、 ダンベルで遊ぶ又は噛み返し行為、指導手による開脚姿勢実行等の補助行為、正面停座や 各基本姿勢誤実行(例、落ち着きのない態度)は指導手補助行為同様減点を引き起こす。 障害及び斜壁手前に於ける試験課目開始の基本姿勢実施位置

試験課目作業開始の基本姿勢実行位置と各障害物間の距離は、全飛越及び登攀器具共通で 最低 4 メートルとする。

「1m 障害往復飛越 650g ダンベル持来」

# 実施要領

指導手は犬と共に障害手前最低 4 メートル地点に於いて基本姿勢を取る。投擲方角に向いた正しい基本姿勢より指導手はダンベル(650 グラム)を高さ 1 メートル障害の反対側に投擲する。投擲時、片足を投擲方向に一歩前に出す事は認められる。この場合、足を再度揃えた後、約 3 秒間基本姿勢を維持しなければならない。受験犬は興奮する事無く落ち着いた状態で指導手側面にて脚側停座を継続する必要がある。指導手による「飛越を促す」1 声符にて犬は飛越を開始し、飛越実行中に「持来を促す声符」が指導手によって掛けられなければならない。犬は最短距離にてダンベルの元へ向かい、到達次第即座にダンベルを咥え上げ、復路飛越を伴う実行によりダンベルを直接的に持来する必要がある。犬は作業中終始作業意欲に満ち溢れる、力強い往復飛越を実行しなければならない。持来中及び正面停座実行時約 3 秒間、正面停座を実行し続けた犬に対し指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に保持する必要がある。正面停座実行中は見栄えする良いダンベル保持が要求される。ダンベル引き渡し完了後、更なる 3 秒間に渡る間を空け、「基本姿勢を促す声符」にて犬は指導手によって基本姿勢に導かれる。この際、ダンベルは指導手右手、腕を下げた状態で保持される。指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

#### 採点評価基準

持来作業時目的意識が見られない犬の行動、咥え上げ時の誤行動、保持ダンベルを落とす、 ダンベルで遊ぶ又は噛み返し行為、指導手による開脚姿勢等の補助行為、正面停座や各基 本姿勢誤実行(例、落ち着きのない態度)は減点とする。飛越時の障害接触は「一飛越当 たり最大1点減点」、足掛け行為は「一飛越当たり最大2点減点」とする。

審査上3部構成(往路飛越、持来、復路飛越)される、当試験課目に於ける「部分評価実施」には「最低1飛越」と「持来作業実行」が条件となる。

- ア) 往路又は復路飛越片方が実行されず、然し持来作業が申し分なく実行された ⇒ 10点
- イ) 往復飛越が申し分なく実行されたが、ダンベル持来は実行されなかった ⇒ 0点
- ウ) 往路飛越実行時、犬が障害を倒した場合、「5点減点」とする。

この場合、試験課目作業自体が再度実行され、「持来作業」と「復路飛越内容」のみ採点、 評価対象となる。

# 「1.8m 斜壁片道登攀を伴う招呼」(IGP-1 のみ設定)

指導手は受験犬を伴い斜壁手前にて基本姿勢に移る。犬に「停座を促す声符」を掛けた指導手は斜壁反対側、斜壁より最低 4 メートル離れた地点へと進み、斜壁に向き直った状態で静止する。審査員指示にて指導手は「登攀を伴う招呼を促す 1 声符」にて犬を招呼する。犬は力強い登攀を実行し、指導手と対面した状態で正しい位置と向きに於ける正面停座に移るまで招呼を実行する必要がある。犬が正面停座を約 3 秒間に渡り実行した後、指導手は「基本姿勢を促す声符」発声により犬を当試験課目作業終了の基本姿勢に移らせる。

#### 採点評価基準

基本姿勢誤実行、躊躇が見られる又は力が不足する登攀態度、正面停座及び作業終了の基本姿勢誤実行及び各種指導手補助行為は減点を引き起こす。

# 「1.8m 斜壁往復登攀 650g ダンベル持来」

#### 実施要領

指導手は犬を伴い斜壁最低 4 メートル手前の地点にて基本姿勢に移る。投擲方角に向いた正しい基本姿勢より、指導手はダンベル(650 グラム)を高さ 1.8 メートル斜壁の反対側に投擲する。投擲時、片足を投擲方向に一歩前に出す事は認められる。この場合、足を再度揃えた後、作業を継続するまで約3秒間基本姿勢を継続維持しなければならない。犬は興奮する事無く落ち着いた状態で指導手側面に於いて脚側停座を維持する必要がある。ダンベル投擲は指導手と犬が共に実行する基本姿勢に於いて行われる。指導手による「登攀を促す」1 声符にて犬は登攀を開始し、登攀実行中に「持来を促す声符」が指導手によって発せられる必要がある。犬は直接的な道程にてダンベルの元へと向かい、到達次第即座にダンベルを咥え上げ、復路登攀を伴う実行方法にてダンベルを直接的に持来する必要がある。犬は作業中終始作業意欲が満ち溢れ、力強い往復登攀を実行しなければならない。持来及び正面停座実行時、約3秒間正面停座を実行し続けた犬に対し、指導手が「ダンベル引き渡しを促す声符」を発声するまで、犬はダンベルを終始落ち着いた状態で口吻内に

保持する必要がある。正面停座実行中の良いダンベル保持が要求される。ダンベル引き渡し完了後更なる 3 秒間に渡る間隔を空け、「基本姿勢を促す声符」にて犬は指導手によって基本姿勢に導かれる。この際、ダンベルは指導手右手、腕を下げた状態で保持される。指導手は使用ダンベルを会場内に設定されたダンベル置きに戻さなければならない。

#### 採点評価基準

持来作業時目的意識が見られない犬の行動、咥え上げ時の誤行動、保持するダンベルを落とす、ダンベルで遊ぶ又は噛み返し行為、指導手による開脚姿勢等の補助行為実行、正面停座や各基本姿勢誤実行(例、落ち着きのない態度)は相応な減点を引き起こす。

当試験課目の「部分評価実施」には「最低1登攀」と「持来作業実行」が条件となる。

一登攀未実行時、他誤行動対象減点以外に当試験課目は「5点減点」される。

#### 「前進及び伏臥」

当試験課目の「第1部作業内容」

- ⇒「作業開始基本姿勢」、「作業展開(脚側行進)」、「前進実行」」(配点の 50%) 当試験課目の「第2部作業内容」
- ⇒「審査員指示後、指導手による「伏臥を促す声符」に対する伏臥実行作業」及び「試験 作業終了基本姿勢実行」(配点の 50%)

規定距離の最低半分以上犬を前進させる事に指導手が成功しなかった場合や3声符による 前進中止に至らない場合、当試験課目は評価されない。

#### 実施要領

腕を一度上げると同時に犬に「前進を促がす声符」を与え、その場に立ち止まる。犬は直線上を、目標意識を持った駆歩にて、最低 30 歩指導手より指示された方角へ向かって前進を実行しなければならない。次なる訓練審査員指示にて指導手は「伏臥を促がす声符」を掛け、犬はその場にて素早く伏臥を実行しなければならない。指導手は犬が伏せきるまで、腕を上げ続ける事により前進実行方角を示す事が認められる。続く訓練審査員指示で指導手は犬の元へ歩み寄り、犬の右側面に立つ。約3秒後、更なる審査員指示にて指導手は「停座を促す声符」を発声し、声符に対し犬は即座に正確な脚側停座を実行する事により、当試験課目終了基本姿勢に移る。

#### 採点評価基準

「試験課目展開」誤実行、目的意識が見られない前進、遅い伏臥実行、落ち着きない伏臥 態度及び各基本姿勢誤実行は更なる減点を引き越す。

- 「第一声符」発声により静止に至るが、「伏臥」実行に追加声符が必要である場合、 「減点 1.5 点」とする。
- 「第一声符」発声により静止に至るが、「第二追加声符」にて伏臥を実行した場合、 「減点 2.5 点」とする。
- 「第一声符」発声により静止に至るが、「第二追加声符」発声後伏臥を実行しない場合、 「減点 3.5 点」とする。

- 「第一追加声符」にて犬が静止し、伏臥を実行した場合、「減点2.5点」とする。
- 「第二追加声符」にて犬が静止し、伏臥を実行した場合、「減点3.5点」とする。
- 「第二追加声符」にて前進中止に至らない場合、当試験課目得点は「0点」とする。

「第一声符」にて伏臥姿勢を実行し、審査員指示に従い指導手が犬の元へ歩み寄る最中、 犬が立止姿勢に移り指導手に向かって歩き出し、指導手との半分の距離以内にて声符によって静止した場合、「最大 5 点減点」とする。

上記以外、他誤行動実行は更なる減点を引き起こす。当試験課目展開に於ける誤行動、目的意識の薄い前進実行、躊躇する伏臥実行、落ち着きのない伏臥態度及び各基本姿勢誤実行は当試験課目作業に対し更なる減点を引き起こす。

# 「状況下に於ける休止」

#### 実施要領

他受験犬による服従作業実施時、当試験課目「状況下に於ける休止」が実施される。指導 手は審査員に指示された地点に於いて基本姿勢を実行した後、「伏臥を促がす声符」を発声 し、犬を休止させる。試験階梯に応じ指導手は担当訓練審査員指示にて下記説明地点へ移 動し、待機する。

- -IGP-1、IGP-2、IGP-V、IGP-ZTP 及び IBGH1~3 各試験階梯に於いて指導手は犬から 最低 30 歩離れた犬から目視可能な地点に於いて、犬に対し背を向けた状態で待機する。
- -IGP-3 階梯試験に於いて指導手は受験犬から最低 30 歩離れた地点に於いて、視野外にて待機する。

他受験犬が作業中、犬は如何なる指導手の影響を受ける事無く落ち着いた状態で休止し続ける必要がある。

#### 採点評価基準

基本姿勢誤実行、落ち着きのない休止態度、指導手による補助行為実行、早期立止姿勢への移行、立止又は停座姿勢への移行又は休止位置からの離脱は相応の減点を引き起こす。 犬が休止位置より 3 メートル以上離脱した場合、他誤行動により起因する減点以外にも、 当試験課目配点 50%の減点を引き起こす。

「試験課目部分評価」は下記条件が満たされた場合実施される。

「IGP 第一試験階梯」⇒ 他受験犬が「第三試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。「IGP 第二試験階梯」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。「IGP 第三試験階梯」⇒ 他受験犬が「第五試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。「IBGH 第一試験階梯」⇒ 他受験犬が「第三試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。「IBGH 第二試験階梯」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。「IBGH 第三試験階梯」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。「IGP-V」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。

「IGP-ZTP」⇒ 他受験犬が「第四試験課目完了後」、上記離脱が見られる場合。 指導手が犬の元へ歩み寄る際中、犬が指導手に向かって歩き出した場合、「最大3点減点」 とする。

# 犬を褒める行為

指導手は各試験課目終了後に犬を褒める行為を実行する事が認められる。指導手が作業終了基本姿勢を一旦崩した場合、新たな基本姿勢を取り直すか、又は同一立ち位置にて基本姿勢を取り直し、作業継続まで3秒間に渡り姿勢を維持する必要がある。

# 当試験規程に基づく必須減点事例一覧

試験課目課題	IGP-1	IGP-2	IGP-3
行進中の停座			
- 「停座」未実行	-5 点	- 5 点	-2.5 点
行進中の伏臥			
- 「伏臥」未実行	-5 点	- 5 点	-5 点
行進中の立止			
-「立止」未実行		- 2.5 点	-5 点
平面持来			
- 「持来」未実行	0 点	0 点	0 点
- 持来促し目的の			
指導手基本姿勢離脱	同右	「M-評価」	「M-評価」
障害飛越ダンベル持来			
- 「片道飛越」未実行	-5 点	- 5 点	-5 点
- 「往復飛越」未実行	-15 点	-15 点	-15 点
- 「持来作業」未実行	-15 点	-15 点	-15 点
斜壁 片道·往復 登攀	-15 点	1登攀と持来実行 -5点	1登攀と持来実行 -5 点
- 「登攀」未実行		持来未実行 -15 点	持来未実行 -15 点
前進及び伏臥		当試験課目実施要領参照	当試験課目実施要領参照

# セクション C - 「防衛作業」(国際作業犬試験全階梯共通)

#### 一般規程

各自己防衛試験課題に於いて犬は原則的に咬捕を防衛片袖に対しのみ実行する事が認められる。無防備な他防衛ヘルパー身体部位に対する咬捕実行は「失格」を引き起こす。

ソフト・スティックを用いる負荷能力テスト実行が法律的に禁止されている諸国に於いては IGP 規程に則った当テスト実行を省略する事を可能とする。

当負荷能力テスト実施に当たり、犬の肩部及びキ甲部を対象とする実行のみ認められる。 全負荷能力評価段階に於いて犬は影響を受ける素振りを示すことなく、全自己防衛試験課 題実行中、終始深く、力強い、特に安定度の高い咬捕実行が要求される。

# 試験会場内各種マーキング

当試験規程にて設定が義務付けられる各会場内マーキングは指導手、訓練審査員及び防衛 ヘルパーによって容易に目視可能でなければならない。

- 一犬が禁足咆哮を実行するコモ後方の指導手立ち位置マーキング
- -防衛ヘルパー追補開始の立ち位置及び、大によって防衛ヘルパー逃走阻止が完了する 作業終了地点マーキング(追補実施可能最大距離は20歩、該当図を参照)
- -追補作業開始用の受験犬伏臥実行指定範囲(図を参照)
- 試験課目「攻撃」に於ける指導手待機地点マーキング

#### コモ

適切な会場の両長辺側面上に合計 6 個のコモ(片側 3 個)が梯形を組んだ状態で設定される(図を参照)。これら 6 つのコモは各試験階梯試験(IGP1~3)審査実施時設定される必要がある。

# 作業基本課題設定

防衛作業評価に当たり、犬の意欲素質、自信素質、負荷能力並びに咬捕実行内容と服従心 が終始審査される必要がある。犬は常に自信に満ち溢れ、率先して防衛ヘルパーとの対決 を探し求める印象を与えなければならない。

#### 各自己防衛試験課目の評価及び減点基準

下記、重要視される各評価基準項目が限定的である場合、相応の減点が適応される。

- -自信満ち溢れる、防衛ヘルパーによる攻撃に対し影響を受けない態度及び、咬捕中止に 至るまで安定度のある、深さ及び落ち着きのある咬捕
- 一負荷能力評価段階に於ける、防衛ヘルパーの存在に影響を受けない犬の平然たる態度
- 防衛ヘルパーと密着した位置に於ける、注意深く、優勢な監視態度

「一評価」減評を引き起こす行動	軽度注意力が欠ける監視と/又は軽度迷惑行為実行
「二評価」減評を引き起こす行動	重度注意力が欠ける監視と/又は重度迷惑行為実行
「三評価」減評を引き起こす行動	防衛ヘルパーを監視しないが、居止まる
「M-評価」を引き起こす犬の行動	歩み寄る指導手の元へ向かう
「作業中止」を引き起こす犬の行動	ーヘルパーによる負荷に対応できず、
	咬捕中止した上追い払わられる
	-指導手が犬の元へ向かう審査員指示前に、犬が
	防衛ヘルパーを離脱する、又は離脱阻止を目的
	とする声符が使用された場合

咬捕中止を促す追加声符使用に対する評価及び減点基準

使用可能な一声符使用により犬が咬捕中止に至らない場合、訓練審査員は指導手による最大2追加声符の発声を促す。

躊躇した咬	第一追加声符	第一追加声符	第二追加声符	第二追加声符	第二追加声
捕中止	により即時中	により躊躇し	により即時中	により躊躇し	符で中止に
	止実行	た中止実行	止実行	た中止実行	至らない又
					は他関与を
					必要とする
$0.5 \sim 3.0$	3.0	$3.5 \sim 6.0$	6.0	$6.5 \sim 9.0$	失格

側面護送実行中に限り、犬が咬捕を再度実行した場合、指導手は犬をコントコール下に置く為、1 追加声符を使用可能とする。

「FCI 国際作業犬試験 第一から第三階梯試験(IGP-1~3)」試験課目及び配点

試験課目名	IGP-1	IGP-2	IGP-3
「パトロール」	5	5	10
「禁足及び咆哮」	15	15	15
「追補」	20	15	10
「禁足から防御」	30	20	15
「背面護送」		5	5
「背面護送から奇襲へ」			15
「攻撃」	30	20	15
「防御」		20	15
取得可能最高合計得点数	100	100	100

# 試験課目作業開始申告

犬を伴った指導手は基本姿勢にて、審査員に対し試験課目作業開始申告を行う。IGP-1、IGP-V 及び IGP-ZTP に於いては「紐付き状態」、IGP-2 及び IGP-3 に於いては「紐無し状態」にて行われる。第一試験課目「パトロール」開始基本姿勢にて、指導手が訓練審査員に向き、手を上げた状態を試験種目作業開始申告と定義される。

# 「パトロール」

指導手は訓練審査員の方角を向いた基本姿勢にて犬に作業開始を促し、続いてコモに向き 直った姿勢に於いて犬への方角指示出しが認められる。

IGP-1 (コモ1張り使用)	IGP-2 (コモ 4 張り使用)	IGP-3 (コモ 6 張り使用)
犬は紐付き脚側状態で会場	犬は紐無し脚側状態で会場中	犬は紐無し脚側状態で会場
中央線上を作業開始地点と	央線上を作業開始地点となる	中央線上を作業開始地点と
なる「第六コモ」平行地点ま	「第三コモ」平行地点まで指	なる「第一コモ」平行地点ま
で指導され、基本姿勢実行後	導され、基本姿勢に導かれる。	で指導され、基本姿勢に導か
リードが取り外される。作業	作業開始時、指導手は腕を上	れる。作業開始時、指導手は
開始時、指導手は腕を上げる	げる事により作業準備が整っ	腕を上げる事により作業準
事により作業準備が整った	た事を審査員に示す。審査員	備が整った事を審査員に示
事を審査員に示す。審査員指	指示にて指導手は犬によるパ	す。審査員指示にて指導手は
示で犬は直接防衛ヘルパー	トロール作業開始を促す。	犬によるパトロール作業開
が潜むコモに向かわされる。		始を促す。

指導手は「パトロールを促がす声符」と左右何れかの腕による指符で、犬のパトロール作業開始を促す。犬は素早く指導手の元を離れ、目標を定めた態度で指示されたコモへ最短距離にて向かい、コモとの距離を詰めた形でコモを注意深く小回りする必要がある。犬が一方向へのコモ回りを終えた後、指導手は犬を「呼び戻しを促す声符」で自分の元に呼び寄せ、犬が到達すると同時に新たに「コモ回りを促す声符」と指符で、受験犬を一旦静止させる事無く次なるコモに向かわせる。犬によるパトロール実行中、指導手は常に「常歩」にて防衛会場中央線上を外れる事無く前進する。犬が、防衛ヘルパーが潜む最終コモに到達した時点で指導手は速やかに立ち止まらなければならず、その後更なる声指符使用は一切認められない。指導手は訓練審査員による犬の元へ歩み寄る指示があるまで、静止し続ける必要がある。

#### 採点評価基準

- 試験課目作業開始基本姿勢に於いて犬が落ち着かない、追加声指符が使用される、歩行時会場中央線上からの離脱、指導手が常歩にて行進しない、犬によるコモの大回りでの周回、指導手指示に従わず犬による自主的な作業実行、コモ回りに至らない又は注意力が散漫なコモ回りが実行される、犬の操作性が悪い場合、相応の減点対象とする。
- -パトロール中、指導手が犬を基本姿勢に導いた場合、当試験課目得点は「0点」とする。 犬による防衛作業再開が可能な限り、作業継続は認められるが犬が再度基本姿勢位置に 移行した場合、「セクション C」作業全体の「中止」が言い渡される。
- -最終コモ到達により犬が防衛ヘルパーの存在に気付かない場合、指導手は最大2回に渡り犬を直接的にコモ内へ向かわせる機会が与えられる。失敗した場合、「セクションC」作業全体の「中止」が言い渡される。

「禁足及び咆哮」(禁足 10 点、咆哮 5 点)

パトロールを促す声符使用が可能。訓練審査員は呼び寄せ実行指示を与える。

受験犬は防衛ヘルパーに対し自信満ち溢れる、意欲的且つ注意深い方法で禁足しながら、 持続的な咆哮を実行する必要がある。咆哮継続実行時間は約 20 秒間とする。当作業下記 実施要領に基づき実行され、終了する。

IGP-1 実施要領	IGP-2 実施要領	IGP-3 実施要領
訓練審査員指示にて指導手 は防衛ヘルパーより5歩離れ たマーキング地点に向かう。 更なる指示にて犬を基本姿 勢へ呼び寄せるか、一旦咆哮 中の犬の元へと歩み寄り、基 本姿勢実行を声符発声によ り促した後、リード装着後マ ーキングまで犬を伴い作業 終了基本姿勢に移る。 ※ 紐無し状態で受験犬を伴	訓練審査員指示にて指導手は 防衛ヘルパーより 5 歩離れた マーキング地点に向かい、更 なる指示にて犬を直接作業終 了基本姿勢へ呼び寄せる。	訓練審査員指示にて指導手 は防衛ヘルパーより5歩離れ たマーキング地点に向かい、 更なる指示にて犬を直接作 業終了基本姿勢へ呼び寄せ る。

いマーキング地点まで指導	
する事も可能とする。	

# 採点評価基準

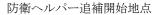
跳び付き、咬捕実行、自信満ち溢れる意欲的な禁足や呼び寄せまで継続性の有る加圧的な 咆哮が見られない場合、相応に減点される。当作業中、犬は訓練審査員や歩み寄る指導手 の存在によって集中力が散漫となってはならない。

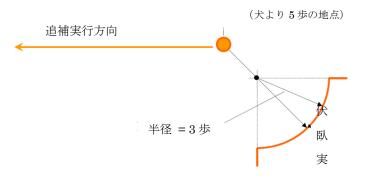
実行内容	評価及び減点方法
-弱々しい、加圧不足、意欲的でない、継続	
性に欠ける咆哮を実行する ⇒	「B-評価」から「M-評価」内とする。
- 咆哮を実行しないが、防衛ヘルパー至近距	
離にて意欲的な咆哮を実行する ⇒	「M-評価」とする。
-接触や跳び付き等迷惑行為を実行する ⇒	「M-評価」までの減評を引き起こす。
- 力強い咬捕を実行し、声符にて初めて咬捕	
中止する ⇒	「M-評価」、最大 14 点減点とする。
<ul><li>一審査員指示にて指導手が会場線中央を離れ</li></ul>	「M-評価」、14 点減点とする。
る前に犬が防衛ヘルパーを離脱した場合、	
犬の作業再開を促す事が認められる。	
作業再開が可能で犬が防衛ヘルパーを	
再離脱しない場合、「セクション C」は	
継続される ⇒	
-作業再開が不可能又は犬が	
再度防衛ヘルパーから離脱した場合 ⇒	「中止」、(TSB-評価「不足する(ng))
-指導手が歩み寄る最中、犬が防衛ヘルパー	
を離れる又は呼び寄せ前に犬が指導手元に	
戻る場合 ⇒	部分評価が実施され、「M-評価内」とする。
―犬がコモ内にて防衛ヘルパーに対し咬捕を	
実行し自主的な咬捕中止に至らない場合、	
指導手は呼び寄せマーキング地点へ進む指	
示を受ける。指導手は「咬捕中止と呼び寄	—「M-評価」(減点 14 点)
せを促す」「1連結声符」を発しなければ	※ 犬が呼び寄せに一切応じない場合、
ならない。⇒	「失格」が言い渡される。

# 「追補」(防衛ヘルパー逃走の阻止)

使用可能声符 「追補開始」及び「咬捕中止を促す」各1声符

審査員合図にて指導手は防衛ヘルパーに対しコモを離れる指示をする。防衛ヘルパーは「常歩」にて自らの追補開始地点へ移動する。その後、指導手は犬を伴い追補開始伏臥姿勢実行地点へ移動する。





# IGP-1 追補開始地点への移動方法

受験犬は「紐無し」又は「紐付き状態」にて追補開始の伏臥実施地点へ導かれ、到着次第 基本姿勢に移行する必要がある。移動中、犬には服従心、注意と集中力、指導手の膝位置 に於ける正しい行進態度が見られなければならない。紐付き状態時基本姿勢にてリードが 取り外された上、伏臥姿勢に導かれる。指導手による「伏臥を促す声符」に対し犬は直接 的且つ素早く反応すべきである。伏臥姿勢実行中、落ち着き、安定度が見られる、注意深 い防衛へルパーに対する監視態度が見られる必要がある。指導手と防衛へルパーの距離は 5 歩とする。指導手は防衛へルパーが潜んでいたコモへと戻り、受験犬と訓練審査員が目 視可能な位置にて静止する。この後、防衛へルパーによる逃走目論見が実行される。

# IGP-2 及び IGP-3 追補開始地点への移動方法

受験犬は「紐無し状態」にて追補開始の伏臥実施地点へ導かれ、到着次第基本姿勢に移行する必要がある。移動中、犬には服従心、注意と集中力、指導手の膝位置に於ける正しい行進態度が見られなければならない。指導手による「伏臥を促す声符」に対し犬は直接的且つ素早く反応すべきである。伏臥姿勢実行中、落ち着き、安定度が見られる、注意深い防衛へルパーに対する監視態度が見られる必要がある。この場合、指導手と防衛へルパーの距離は5歩とする。指導手は防衛へルパーが潜んでいたコモへと戻り、犬と訓練審査員が目視可能な位置にて静止する。この後、防衛へルパーによる逃走目論見が実行される。

# 実施要領(IGP-1~3 共通)

訓練審査員指示で防衛へルパーは逃走を図る。逃走開始と同時に犬は、指導手によって発せられる「追補を促す声符」により防衛へルパーに対し、力強い、効果的な逃亡阻止行動を実行しなければならない。犬は躊躇する事無く、高い優越的存在感と力強い咬捕実行により、効果的に逃走を阻止する必要がある。防衛へルパー静止から咬捕中止までの「移行段階」は約1秒間とする。移行段階後、犬は咬捕中止する必要がある。この場合、指導手は自発的に「咬捕中止を促す声符」を適時(約3秒後)に使用する事が認められる。続く「監視段階」は約5秒間に渡り実施される。

#### 採点評価基準 (IGP 第一から第三試験階梯共通)

犬による優越的存在感、機敏な反応、力強い追捕及び咬捕実行、効果的な防衛へルパー逃 走阻止、咬捕中止に至るまでの落ち着いた、深い咬捕継続、防衛へルパーと距離を詰めた 集中力のある監視態度が見られない場合、相応に減点とする。

- -指導手による声符無発声で犬が作業を実施した場合、当試験課目総合評価は「一評価」 減評される。
- -受験犬が追捕を実行せず伏臥状態を継続した場合や、防衛ヘルパー逃走開始後、約20 歩以内に逃走阻止に至らなかった場合「セクションC」は「中止」される。

「禁足から防御へ」(監視段階後のヘルパー攻撃に対する防御)

IGP 第一から第三試験階梯共通

使用声符 「咬捕中止」及び「基本姿勢を促がす」各一声符 実施要領

約5秒間に及ぶ監視段階を経て訓練審査員指示にて防衛へルパーは大に対し攻撃を仕掛ける。受験犬は指導手指示無しで直ちに反撃を開始し、意欲的な、力強い咬捕実行により防衛へルパー攻撃を効果的に防御、阻止しなければならない。防衛へルパーはソフト・スティックを用いた犬に対する威嚇行動と、更なる接近動作によって犬に負荷を掛ける。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び、深い、安定度のある咬捕実行が重視される。ソフト・スティックが用いられる精神的負荷能力テストは二度に渡って実施される。防衛へルパーは審査員指示で、犬の背が指導手に向く状態で静止する。防衛へルパーが完全に静止し、咬捕中止に至るまで明白な約1秒間に渡る「移行段階」が見られる必要がある。移行段階後、犬は咬捕を中止しなければならない。必要に応じ指導手は、審査員指示無しで適切なタイミングに於いて、「咬捕中止を促がす声符」を使用する事が認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛へルパーは静かに静止し続ける必要がある。咬捕中止後、犬は防衛へルパーを自信満ち溢れる、注意深い、そして優越した態度で監視し続ける必要がある。

#### IGP-1 に於ける当試験課目作業の終了方法

審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ進み、「基本姿勢を促がす声符」により 犬を脚側停座させ、リードを首輪に装着する。この時、ソフト・スティックは防衛へルパーから取り上げられない。継続して「紐無し状態」にて犬を指導するか否かは、指導手判 断に委ねられる。

IGP-2 及び IGP-3 に於ける当試験課目作業終了方法

審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ進み、「基本姿勢を促がす声符」により 犬を脚側停座させる。この時、ソフト・スティックは防衛へルパーから取り上げられない。 採点評価基準(IGP-1 から IGP-3 共通)

素早い力強い咬捕が実行されない、中止に至るまでの過程に於いて深い安定した咬捕が実行されない、咬捕中止後の防衛ヘルパーとの距離が空く、監視時注意力に欠ける又は優越した態度が見られない場合、相応に減点とする。

「背面護送」(IGP-2 専用実施要領)

使用声符 「護送を促がす」一声符

実施要領

防衛へルパーが作業開始地点に移動後、指導手による護送実施指示にて当試験課目作業は開始される。背面護送は約30歩に及ぶ距離にて実施される。背面護送実行中、方向変換を行う義務は必ずしも生じない。尚、護送経路は訓練審査員によって決定される。防衛へルパーに対し、指導手は自身と犬の前方を進むよう命じ、注意深く監視を実行する受験犬を紐無し脚側状態で伴い、防衛へルパー後方約8歩空けた状態で護送する。当間隔は背面護送が終了するまで終始厳守されるべきである。次なる審査員指示にて防衛へルパーは静止する。指導手は、防衛へルパーを注意深く監視する紐無し状態にある犬を伴い、防衛へルパー脇迄進んだ後、静止した状態に於いてソフト・スティックを取り上げる。取り上げ中、犬は脚側停座を実行する必要がある。この後、訓練審査員に向かって約20歩に渡る側面護送が実施される。「護送を促す声符」使用は認められる。側面護送実行中、犬は防衛へルパーと指導手の間を行進しなければならないが、決して、防衛へルパーに対する跳び付きや咬捕、行進を妨げる行動に転じる事無く、防衛へルパーを注意深く監視しながら、行進する必要がある。護送完了地点に於いて指導手と受験犬は訓練審査員の前にて基本姿勢に移り、「セクション C」第一部作業終了報告を行う。

「背面護送」(IGP-3 専用実施要領)

使用声符 「護送を促がす」一声符

#### 実施要領

防衛へルパーが作業開始地点に移動後、指導手による護送実施指示にて当試験課目作業は開始される。背面護送は約 30 歩に及ぶ距離にて実施される。背面護送実行中、方向変換を行う義務は必ずしも生じない。尚、護送経路は訓練審査員によって決定される。防衛へルパーに対し、指導手は自身と犬の前方を進むよう命じ、注意深く監視を実行する受験犬を紐無し脚側状態で伴い、防衛へルパー後方約 8 歩空けた状態で護送する。当間隔は背面護送が終了するまで終始厳守されるべきである。

#### 採点評価基準

防衛へルパーに対する回避行動や萎縮態度、防衛へルパーに対する注意深い監視が散漫、 脚側行進の誤実行は、相応の減点とする。

「背面護送から奇襲へ」(IGP-3のみ実施)

使用声符「咬捕中止」及び「脚側停座」を促がす各一声符

#### 実施要領

背面護送実行中、審査員指示にて防衛へルパーは静止する事無く、突然受験犬に対し反転 し、奇襲攻撃を挑む。犬は指導手指示を受けずに直ちに、躊躇する事無く、防衛へルパー に対し力強い咬捕を実行し、奇襲攻撃を効果的に阻止しなければならない。咬捕実行後、 防衛へルパーによる犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛 けられる。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深い安定度のある咬捕実行が重視され る。訓練審査員指示にて防衛へルパーは犬に対する加圧動作を中止する。防衛へルパーが 完全に静止し、咬捕中止に至るまで明白な約1秒間に渡る「移行段階」が見られる必要が ある。移行段階後、犬は咬捕を中止しなければならない。必要に応じ指導手は、審査員指示無しで適切なタイミングに於いて、「咬捕中止を促がす声符」を使用する事が認められる。指導手は声符発声中、落ち着いた状態で静止し続けなければならない。咬捕中止後、犬は防衛へルパーとの距離を詰めた状態で、自信満ち溢れる、注意深い、そして優越した態度で監視を続ける必要がある。続く審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ向かい、「基本姿勢を促がす声符」により受験犬に脚側停座の実行を促す。この時、ソフト・スティックは防衛へルパーから取り上げられる。

続けて防衛へルパー側面に於ける新たな基本姿勢より、防衛へルパーを伴い審査員に向かって約20 歩に渡る側面護送が実施される。この際、「脚側行進を促す」一声符使用が認められる。犬は防衛へルバーと指導手の中央に位置する様、防衛へルパー右側面を行進する必要がある。側面護送実行中、受験犬は防衛へルパーに跳び付く行為、接触行為や咬捕を実行する事無く、防衛へルパーを終始注意深く監視しなければならない。護送終盤、指導手は受験犬を伴い、訓練審査員前方にて当試験課目作業終了基本姿勢に移り、ソフト・スティックを審査員に手渡すと共に「セクションC、第一部」作業終了報告を行う。

# 採点評価基準 (IGP-3 のみ適応)

犬による機敏な反応、力強い咬捕実行、咬捕中止までの落ち着いた深い咬捕実行による効果的な奇襲阻止、防衛ヘルパーとの距離を詰めた集中力のある且つ優越した監視態度、が見られない場合は相応の減点とする。

#### 「攻撃」

使用声符「咬捕中止」、「脚側停座」及び「護送を促がす」各一声符 防衛ヘルパーによる威嚇声の発声は全階梯に於いて認められる。防衛ヘルパーは犬に向かった突進行動開始時に最初の威嚇声を発する。

#### IGP-1 実施要領

防衛へルパーは、前試験課目の作業終了静止地点に於いてそのまま待機する。指導手は試験課目「禁足から防御」終了後、「紐付き」又は「紐無し状態」にて犬を伴い約30メートル離れた「待ち伏せ地点」へ移動する。移動中、犬は指導手左膝の脚側位置にて、正しく行進する必要がある。待ち伏せ地点に到達次第、指導手は立ち止まり、防衛へルパーの方角に向き返る。指導手は「基本姿勢を促す声符」により犬に脚側停座させ、必要に応じリードを取り外す。注意力が見られる、落ち着いた精神状態で防衛へルパーの方角に向いて停座実行中の犬の首輪を持つことは認められるが、この際指導手による意識付け行動は禁止とする。審査員指示にて防衛へルパーは、犬に対し正面から攻撃する。審査員指示にて指導手は「防御を促がす1声符」を発すると同時に、犬を防衛へルパーに向かわせる。犬は躊躇する事無く大いに優越した、且つ決然たる態度で防衛へルパー攻撃に立ち向かう必要がある。咬捕実行後、防衛へルパーによる犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛けられる。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深い安定度のある咬捕実行が重視される。指導手は立ち位置を変更する事は認められない。審査員指示で

防衛へルパーは、犬の背が指導手に向く状態で静止する。防衛へルパーが完全に静止し咬捕中止に至るまで、明白な約1秒間に渡る「移行段階」が見られる必要がある。この移行段階後、犬は咬捕を中止しなければならない。必要に応じ指導手は、審査員指示無しで適切なタイミングに於いて、「咬捕中止を促がす声符」を使用する事が認められる。続く審査員指示で指導手は「常歩」にて直接犬の元へ向かい、「基本姿勢を促がす声符」で受験犬に脚側停座実行を実行させた後リードを首輪に装着する。この時、ソフト・スティックは防衛へルパーから取り上げられる。

続けて防衛へルパー側面に於ける新たな基本姿勢より、防衛へルパーを伴った審査員に向かって約20 歩に渡る、「紐付き」又は「紐無し状態」に於ける側面護送が実施される。この場合、「脚側行進」又は「護送を促す」一声符使用が認められる。犬は防衛へルバーと指導手間に位置する様、防衛へルパー右側面を行進する必要がある。側面護送実行中、受験犬は防衛へルパーに跳び付く行為、接触行為や咬捕を実行する事無く、防衛へルパーを終始注意深く監視しなければならない。護送終盤、指導手は犬を伴い訓練審査員前にて、当試験課目作業の終了基本姿勢に移り、ソフト・スティックを審査員に手渡すと共に「セクション C」第一部作業終了報告を行う。訓練審査員指示にて、指導手は紐付き状態にあるコントロール下に置かれた犬を伴い、講評実施位置へと向かう。

#### IGP-2 実施要領

前試験課目「背面護送」実行後、指導手は「紐無し状態」にて犬を伴い、約 40 メートル 離れた「待ち伏せ地点」へ移動する。移動中、犬は指導手左膝の脚側位置にて正しく行進 する必要がある。待ち伏せ地点に到達次第、指導手は立ち止まり、防衛へルパーの方角に 向き返る。指導手は「基本姿勢を促す声符」により犬に脚側停座させる。注意力が見られ る、落ち着いた精神状態で防衛ヘルパーの方角に向き、停座実行中の犬の首輪を持つこと は認められるが、この際指導手による意識付け行動は禁止とする。審査員指示にて防衛へ ルパーは犬に対し、威嚇行動や発声を伴う正面からの攻撃を仕掛ける。訓練審査員指示に て指導手は「防御を促がす 1 声符」を発すると同時に、犬を防衛ヘルパーに向かわせる。 犬は躊躇する事無く大いに優越した、且つ決然たる態度で防衛へルパー攻撃に立ち向かう 必要がある。咬捕実行後、防衛ヘルパーによる犬に対する強打威嚇と追い詰め行動によっ て、犬に精神的な負荷が掛けられる。この場合、犬の自信素質、負荷能力及び深い安定度 のある咬捕実行が重視される。指導手は立ち位置を変更する事は認められない。審査員指 示で、防衛ヘルパーは犬の背が指導手に向く状態で静止する。防衛ヘルパーが完全に静止 し、咬捕中止に至るまで、明白な約1秒間に渡る「移行段階」が見られる必要がある。こ の移行段階後、犬は咬捕を中止しなければならない。必要に応じ指導手は、審査員指示無 しで適切なタイミングに於いて、「咬捕中止を促がす声符」を使用する事が認められる。咬 捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは落ち着いた態度で静止する必要があり、続けて受験 大は防衛ヘルパーを自信に満ち溢れ且つ優越した態度で、約5秒間に渡り注意深く監視す る必要がある。

#### IGP-3 実施要領

前試験課目「背面護送から奇襲」終了後、指導手と犬は防衛会場に設置されている「第一 コモ」位置に近い、中央線上に記されたマーキング地点に移り、基本姿勢を取る。移動中、 犬の脚足行進は指導手に注意が注がれる、嬉々とした、集中力ある態度で実行される必要 がある。この場合、犬は終始進行方向に向かって真っすぐ、指導手左膝の脚側位置にて正 しく行進しなければならない。「待ち伏せ姿勢実施地点」にて指導手は静止し、防衛ヘルパ 一の方角に向き返る。指導手は「基本姿勢を促す声符」により犬に脚側停座させる。注意 力が見られる、落ち着いた精神状態で、防衛ヘルパーの方角に向いて停座実行中の犬の首 輪を持つことは認められるが、この際指導手による意識付け行動は禁止とする。審査員指 示でソフト・スティックを保持する防衛ヘルパーは「速歩」にてコモを離れ、会場中央線 に向かう。防衛ヘルパーは指導手と受験犬に向かって速歩にて突進を続け、犬を追い払う 大声を発し激しい威嚇動作を実行しながら、犬と指導手の正面から襲いかかる。防衛ヘル パーと受験犬との距離が約 50 メートルに縮まり次第、訓練審査員指示で、指導手は「防 御を促がす1声符」を発声すると同時に、犬を防衛ヘルパーに向かわせる。受験犬は躊躇 する事無く襲ってくる防衛ヘルパーに立ち向かい、力強い、効果的な咬捕で防衛ヘルパー の動作を止めなければならない。犬は躊躇する事無く大いに優越した、且つ決然たる態度 で防衛ヘルパー攻撃に立ち向かう必要がある。咬捕実行後、防衛ヘルパーによる犬に対す る強打威嚇と追い詰め行動によって、犬に精神的な負荷が掛けられる。この場合、犬の自 信素質、負荷能力及び深い安定度のある咬捕実行が重視される。指導手は立ち位置を変更 する事は認められない。審査員指示で防衛ヘルパーは、犬の背が指導手に向く状態で静止 する。防衛ヘルパーが完全に静止し咬捕中止に至るまで、明白な約1秒間に渡る「移行段 階」が見られる必要がある。この移行段階後、犬は咬捕を中止しなければならない。必要 に応じ指導手は、審査員指示無しで適切なタイミングに於いて、「咬捕中止を促がす声符」 を使用する事が認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは落ち着いた態度で静 止する必要があり、続けて受験犬は防衛ヘルパーを、自信に満ち溢れ且つ優越した態度で 約5秒間に渡り注意深く監視する必要がある。

#### 採点評価基準(IGP-1~IGP-3 共通)

素早く力強い咬捕を伴う攻撃阻止、咬捕中止に至る過程まで安定度のある深い咬捕実行継続、咬捕中止後の防衛ヘルパー間の距離を詰めた注意力のある、且つ優越した監視態度が 見受けられない場合、相応の減点とする。

「禁足から防御へ」((IGP-2、IGP-3) 及びセクション C 作業終了方法) 使用声符「咬捕中止」、「停座」、「護送を促がす」各一声符 実施要領

前試験課目「攻撃」終了後、訓練審査員指示で防衛へルパーは、犬に対し攻撃を仕掛ける。 犬は指導手指示無しで直ちに反撃し、意欲的な、力強い咬捕実行により防衛へルパーによ る攻撃を防御する必要がある。防衛へルパーによる、犬に対する強打威嚇と追い詰め行動 によって負荷が加えられる。この場合、特に犬の自信素質、負荷能力及び深い安定度のある で捕実行が重視される。

IGP 第三試験階梯に於いてのみ二度に渡るソフト・スティックを用いた負荷能力確認テストが実施される。審査員指示で、防衛ヘルパーは負荷を掛ける動作を中止し、犬の背が指導手に向く状態で静止する。防衛ヘルパーが完全静止し咬捕中止に至るまで、明白な約1秒間に渡る「移行段階」が見られる必要がある。この移行段階後、犬は咬捕を中止しなければならない。必要に応じ指導手は、審査員指示無しで適切なタイミングに於いて「咬捕中止を促が声符」を使用する事が認められる。咬捕中止中及び中止後、防衛ヘルパーは落ち着いた態度で静止する必要があり、続けて受験犬は防衛ヘルパーを、自信に満ち溢れ且つ優越した態度で注意深く監視する必要がある。

続く審査員指示で、指導手は「常歩」にて直接犬の元へ向かい、「基本姿勢を促す声符」により犬に脚側停座させる。ソフト・スティックは防衛へルパーから取り上げられる。防衛 ヘルパー武装解除実行方法は指導手判断に委ねられる(防衛へルパーによる歩み寄りは禁 止されている為、指導手が受験犬を伴い防衛へルパー元へと進む必要がある)。

続けて防衛へルパー側面に於ける新たな基本姿勢により、防衛へルパーを伴い審査員に向かって約 20 歩に渡る、「紐無し状態」に於ける側面護送が実施される。この場合、「脚側行進」又は「護送を促す」一声符使用が認められる。犬は防衛へルバーと指導手間に位置する様、防衛へルパー右側面を行進する必要がある。側面護送実行中、受験犬は防衛へルパーに飛付く行為、接触行為や咬捕を実行する事無く、防衛へルパーを終始注意深く監視しなければならない。護送終盤、指導手は犬を伴い訓練審査員の前にて基本姿勢に移り、ソフト・スティックを審査員に手渡すと共に「セクション C」作業終了報告を行う。その後、最終基本姿勢実行を伴う当試験課目作業終了地点に向かう、約5歩に渡る紐無し脚側行進が実行される。訓練審査員指示にて指導手は犬の首輪にリードを装着し、コントロール下に置かれた犬を伴い、講評実施位置へと向かう。

#### 採点評価基準

速い咬捕実行速度や、中止実行に至るまでの過程に於ける力強く深い安定度のある咬捕実 行、咬捕中止後防衛ヘルパーと距離を詰めた集中力のある且つ優越した監視態度、が見ら れない場合は相応の減点とする。

#### その他設定追加試験

# FCI 国際作業犬繁殖適正試験(IGP-ZTP)

「セクション A」及び「B」から構成される当試験の各試験課目実施要領は「一般規程」にて定義されている。当試験「セクション C」を構成する各試験課目は下記の通りである。

第一試験課目	「禁足と咆哮」	15 点
第二試験課目	「行進中の奇襲」(行進 10 点、防御 30 点)	40 点
第三試験課目	「防御」 (指導手と犬に対する攻撃)	40 点

第四試験課目	「訓練審査員へ向かった側面護送」	5 点
取得可能最高合計得点数		100 点

#### 一般事項

ソフト・スティック負荷テストに於けるソフト・スティック使用は、肩部とキ甲部のみを対象に実施される事が認められる。受験犬の咬捕は防衛ヘルパー片袖に対しのみ、実行すべきである。「TSB-評価」は実施される。

# 各試験課目実施要領

#### 第一試験課目「禁足と咆哮」

15 点

使用声符 「パトロール」又は「前進を促す」1声符

防衛ヘルパーは、指導手と犬より約 20 歩離れたコモ内にて、目視不可能な状態で潜む。 訓練審査員指示にて指導手は受験犬のリードを脱着し、「パトロール」又は「前進を促す声 符」と/又は腕による指符で、防衛ヘルパーが潜むコモに犬を向かわせる。

受験犬は防衛へルパーを積極的且つ、注意深く禁足し、継続的な咆哮を行う必要がある。 犬は防衛へルパーに対し跳び付く行為や咬捕を実行してはなならい。審査員指示にて指導 手は、即座に犬の元へ進みチェーンカラーを掴む事で犬を押さえる。防衛へルパーがコモ を離れた後、指導手は犬の首輪にリードを装着し、コモ内にて犬と共に当試験課目作業終 了基本姿勢に移る。

第二試験課目「行進中に於ける奇襲」(行進 10、防御 30 点) 40 点 使用声符

「脚側行進」又は「護送」、「禁足」又は「前進」、「咬捕中止」、「停座を促す」各1声符訓練審査員指示にて指導手は犬を伴い、コモから30歩離れた作業開始マーキング地点にて基本姿勢に移り、リードを脱着する。リードは襷掛けするか仕舞われる必要がある。続く審査員指示にて指導手は紐無し状態にある犬と共に、防衛ヘルパーが潜むコモの方角に向かって脚側行進を開始する。この場合、犬は指導手と終始間隔を詰めた状態で行進する必要がある。指導手と犬がコモ手前10歩地点に到達次第、訓練審査員合図にて防衛ヘルパーは、威嚇声を上げながら指導手と犬に対する奇襲攻撃を実施する。犬は即座に自信に満ち溢れ、力強い咬捕実行により防衛ヘルパー奇襲攻撃を防御しなければならない。咬捕実行後、防衛ヘルパーは犬に対し二回に渡るソフト・スティックを用いた負荷を加える。尚、指導手は立ち位置を変更する事が禁止されている。防衛ヘルパー奇襲攻撃に対する犬の防御作業実施時、犬を励ます言葉を一度掛ける事が認められる。訓練審査員指示にて防衛ヘルパーは奇襲攻撃動作を中止し、落ち着いた状態で静止する。受験犬は自主的又は指導手による「咬捕中止を促す声符」発声にて咬捕を中止し、防衛ヘルパーの監視を実行する必要がある。

「咬捕中止を促す声符」発声時、指導手は犬に対し如何なる影響も及ぼす事無く、落着いた態度で静止し続けなければならない。審査員合図にて指導手は「常歩」で直接的な道程にて受験犬の元へと進み、「停座を促す声符」により犬と共に基本姿勢に移る。

# 第三試験課目「防御(指導手と犬に対する攻撃)」

40 点

指導手は受験犬の首輪を掴む事が認められるが、犬に対し如何なる意識付け行為も行ってはならない。審査員指示にて防衛へルパーは「常歩」にて指導手と犬から離れ、約 40 歩進んだ地点に於いて指導手と犬の方角に向き直り、犬を追い払う大声を発し激しい威嚇動作を伴いながら、犬と指導手に対し正面から襲いかかる。指導手と犬との距離が約 30 メートルに縮まり次第、訓練審査員指示で指導手は、「防御を促がす 1 声符」を発声すると同時に犬を防衛へルパーに向かわせる。犬は躊躇する事無く襲ってくる防衛へルパーに立ち向かい、力強い、効果的な咬捕で防衛へルパーの動作を止めなければならない。防衛片袖以外の防衛へルパー身体部位への咬捕実行は禁止されている。指導手は立ち位置を変更してはならない。審査員指示にて防衛へルパーは動作を中止し、静止する。防衛へルパーが静止した後、犬は即座に咬捕中止する必要がある。必要に応じ指導手は審査員指示無しで適切なタイミングに於いて「咬捕中止を促がす声符」を使用する事が認められる。

「咬捕中止を促がす声符」発声中、指導手は犬に対し如何なる影響も及ぼすことなく、落ち着いた状態を維持しなければならない。咬捕中止後、犬は防衛へルパーとの間隔を詰めた状態で注意深く監視し続ける。訓練審査員指示により指導手は、即座に「常歩」で最短距離にて犬の右側面まで進み、「停座を促す声符」により犬を当試験課目作業終了基本姿勢に導く。その後、受験犬の首輪にリードを装着する。

第四試験課目「訓練審査員へ向かった側面護送」

5 点

使用声符 「脚側行進」又は「護送」を促す1声符

#### 実施要領

続けて防衛へルパーを伴った側面護送が、約 10 歩の距離に渡って実施される。指導手による「脚側行進」又は「護送」を促す一声符使用が認められる。受験犬は防衛へルパー右側面を行進し、指導手と防衛へルパー間に位置する必要がある。全側面護送過程に於いて犬は防衛へルパーを注意深く監視しなければならない。決して防衛へルパーの進行を阻む行為、跳び付く行為や咬捕を実行してはならない。審査員直前に於いて護送は終了し、指導手は「セクション C」作業終了申告を行う。

# FCI 国際作業犬前階梯試験(IGP-V)

IGP-V 試験 (IGP-1 の前階梯試験) は FCI ユーティリティードッグ委員会によって推敲されたものである。当試験は下記目的用に設定可能とする。

- あ)オープンクラス(成犬クラス)展覧会出陳の必須保有資格
- い) IGP-1 受験条件(尚、当試験受験合格を必須条件にするか否かは各 FCI 加盟国内統括 傘団体判断に委ねられる)

# 試験構成及び各セクション配点

セクション「A」	100 点
セクション「B」	100 点

セクション「C」	100 点
取得可能最高合計得点数	300 点

#### 受験資格

受験当日、受験犬は設定受験年齢に達している必要がある。例外は認められない。FCI加盟国内統括傘団体が設定するBH/VT試験合格を必須とする。

# 試験内容設定

「セクション A」及び「B」に於いて設定されている当試験の各試験課目実施要領は「一般規程」にて定義されている。「セクション C」を構成する各試験課目は下記の通りである。

#### FCI 国際作業犬前階梯試験設定課目

第一試験課目	「禁足及び咆哮」	15 点
第二試験課目	「追捕」(防衛ヘルパー逃走阻止)	30 点
第三試験課目	「防御」(指導手と犬に対する防衛ヘルパー奇襲)	50 点
第四試験課目	「訓練審査員へ向かった側面護送」	5点
取得可能最高合計得点数		100 点

#### 一般規程

当試験に於いては「TSB・評価」は実施される。防衛ヘルパーはソフト・スティックを威嚇 に用いるが、負荷能力テストは実施されない。

### 各試験課目実施要領

# 第一試験課目「禁足及び咆哮」

15 点

使用声符 「パトロール」又は「前進」を促がす一声符

#### 実施要領

防衛ヘルパーは指導手と犬から約 20 歩離れた、犬から目視不可能なコモに潜む。審査員指示で指導手は犬のリードを外し、犬を1声符と/又は腕を使用した指符でコモに向かわせる。犬は防衛ヘルパーを発見次第、意欲的且つ注意力のある方法で禁足し、更に継続性のある咆哮を実行する。この場合、犬は防衛ヘルパーへの跳び付きや咬捕を実行してはならない。審査員指示にて指導手は即座に犬の元へ歩み寄り、首輪を掴む。

# 第二試験課目「追捕」(防衛ヘルパー逃走阻止)

30 点

使用声符 「咬捕中止を促がす」一声符

# 実施要領

指導手が受験犬を装着されている首輪で押さえる間、防衛へルパーはコモから離れ逃走を 目論む。訓練審査員指示にて指導手は犬を解放し、犬は防衛へルパー逃走を自発的、意欲 的且つ、力強い交捕実行により阻止しなければならない。この場合、犬はあくまでも防衛 ヘルパー片袖に限定した咬捕実行が認められる。審査員指示で防衛へルパーは静止し、防 衛へルパー静止と共に犬は即座に交捕中止する必要がある。指導手は適時に「交捕中止を 促す声符」を自主的に用いても良い。 「交捕中止を促す声符」を発する際、指導手は犬に如何なる影響も及ぼさずに、落ち着いた態度で静止し続ける必要がある。咬捕中止した犬は防衛へルパーとの距離を空けずに、注意深く監視する必要がある。更なる審査員指示で指導手は犬の元に歩み寄り首輪を掴む。第三試験課目「防御」(指導手と犬に対する防衛へルパー奇襲攻撃) 50 点使用声符「防御」又は「前進」、「咬捕中止」、「停座」、「脚側行進」又は「護送」を促がす各一声符

#### 実施要領

指導手は犬に対し如何なる意識付け行為を実行する事無く首輪を掴み犬を押さえる。審査 員指示に従い防衛へルパーは「常歩」にて指導手と犬の元から離れ、約 20 歩進んだ地点 で指導手と犬の方に向き返り、追払う音を発声すると同時に威嚇動作を実行しながら指導 手と犬に対し正面から攻撃を仕掛ける。指導手は「防御を促す声符」を発し、犬を解き放 つ。犬は防衛へルパーによる攻撃を躊躇することなく力強い交捕によって阻止しなければ ならないが交捕実行箇所は防衛片袖に限定される。尚、この場合、指導手は立ち位置を離れてはならない。更なる審査員指示で防衛へルパーは動作を中止し、静止する。防衛へルパーが静止すると同時に犬は交捕中止する必要がある。この際、指導手は自ら適時に「交捕中止を促す声符」を用いる事が認められる。

「交捕中止を促す声符」を発する際、指導手は犬に対し如何なる影響を及ぼす事無く、落ち着いた状態で静止し続ける必要がある。咬捕中止した犬は防衛へルパーとの距離を空けずに防衛へルパーを注意深く監視する必要がある。審査員指示により指導手は「常歩」にて犬の元に歩み寄り、「停座を促す声符」で犬と共に当試験課目作業最終基本姿勢に移り、リードを装着する。

第四試験課目「訓練審査員に向かった側面護送」

5点

使用声符 「脚側行進」又は「護送」を促がす一声符

#### 実施要領

続けて防衛へルパーを伴った側面護送が約 10 歩の距離に渡って実施される。指導手による「脚側行進」又は「護送を促す一声符」使用が認められる。受験犬は防衛へルパー右側面を行進し、指導手と防衛へルパーの間に位置する必要がある。全側面護送過程に於いて犬は防衛へルパーを注意深く監視し続ける必要があるが、決して防衛へルパーの進行を阻んだり、跳び付いたり、咬み付いたりしてはならない。審査員直前に於いて護送は終了し、指導手は「セクション C」作業終了申告を行う。

# FCI 足跡追及単種目試験 (FPr 1~3)

「FCI 足跡追及単種目試験、第一から第三階梯(FPr 1~3)」は「FCI 国際作業犬試験、第一から第三階梯規程(IGP 1~3)」の各階梯「セクション A」試験内容から構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会又はショー、繁殖や種犬選定各適応規定に基づき付与される各種資格の意味合いでの資格は、当試験受験合格により付与されない。

取得可能	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
最高合計得点数					
100 点	100~96 点	95~90 点	89~80 点	79~70 点	69~0 点

FCI 国際足跡追及単種目試験は第一から第三階梯順に受験する義務は必ずしも発生しない。 FCI 服従単種目試験(UPr 1~3)

「FCI 服従単種目試験、第一から第三階梯(UPr 1~3)」は「国際作業犬試験、第一から第三階梯規程(IGP 1~3)」の各階梯「セクション B」試験内容から構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会又はショー、繁殖や種犬選定各適応規程に基づき付与される各種資格の意味合いでの資格は、当試験受験合格により付与されない。

取得可能	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
最高合計得点数					
100 点	100~96 点	95~90 点	89~80 点	79~70 点	69~0 点

FCI 国際服従単種目試験は第一から第三階梯順に受験する義務は必ずしも発生しない。

# FCI 防衛単種目試験 (SPr 1~3)

「FCI 防衛単種目試験、第一から第三階梯(SPr 1~3)」は「国際作業大試験規程、第一から第三階梯規程(IGP 1~3)」の各階梯「セクション C」試験内容から構成される。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。

FCI 展覧会又はショー、繁殖や種犬選定各適応規程に基づき付与される各種資格の意味合いでの資格は、当試験受験合格により付与されない。

注意 「セクション C」を対象とする「単種目訓練行事」の単独開催は禁止とする!

取得可能	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
最高合計得点数					
100 点	100~96 点	95~90 点	89~80 点	79~70 点	69~0 点

FCI 国際防衛単種目試験は第一から第三階梯順に受験する義務は必ずしも発生しない。

# FCI 作業犬二種目試験(GPr 1~3)

取得可能最高合計得点数 200点

「FCI 作業犬二種目、第一から第三階梯試験(GPr 1~3)」は「国際作業犬試験、第一から第三階梯規程(IGP 1~3)」の各階梯「セクション B」及び「セクション C」試験内容より構成される。当試験に於いて足跡追及作業は実施されない。当試験受験階梯の受験選定権は受験者にある。FCI 展覧会又はショー、繁殖や種犬選定各適応規定に基づき付与される各種資格の意味合いでの資格は、当試験受験合格により付与されない。

取得可能最高	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「 M- 評
合計得点数					価」
200 点	200~192点	191~180点	179~160点	159~140 点	139~0点

# FCI 物品探知試験 第一から第三階梯試験(STPr 1-3)

#### 1. FCI 物品探知試験各試験階梯

試験内容要求は階梯毎に段階付けられており、各試験階梯相応な内容となっている。

試験階梯	探知作業面積	物品	配点	設定作業時間
第一階梯	20×30 m	指導手私物品2個		
		(外寸法 10×3×1 センチ、	20/21	10分
		同一材質可、探知作業範囲内		
		配置位置:左右半分に各1個)		
第二階梯	20×40 m	他者物品 4 個		
		(外寸法 10×3×1 センチ、	10/10/	12分
		同一材質不可、探知作業範囲内	10/11	
		配置位置: 左右半分に各2個)		
第三階梯	30×50 m	他者物品 5 個		
		(外寸法 10×3×1 センチ、	8/8/8/	15 分
		同一材質不可、探知作業範囲内	8/9	
		配置位置: 自由配置)		

# 2. 一般規程

当試験受験に当たり受験犬は生後最低 15ヵ月に達している必要があり、「FCI BH/VT」又は FCI 国内統括傘団体設定規程に則り実施される、国内 BH/VT 試験合格が前提となる。作業開始申告に於いて指導手は、スポーツマン・シップに則った態度で「名前」、「犬名」と「受験階梯」を訓練審査員に告げる。その後、紐付き状態にある犬を伴い、指示された作業開始地点へと向かい基本姿勢に移る。

物品探知作業実施に当たりリードは取り外されるが、指導手によって携帯されなければならない。如何なる作業強要や強制行為も認められない。

犬による探知作業範囲を多少越える行動は誤行動とは見なされない。観客は探知作業範囲 から適切な距離を空ける必要がある。

#### 3. 探知捜索会場の特性

使用可能な会場地表種 自然界に既存する全地表(草地、畑や森等)が使用可能である。 立き木の存在も可とする(視力に頼った捜索は可能な限り避けられるべきである為、短く 刈られた芝生等が見られる地表は不向きである)。

物品配置又は投擲前に探知作業会場は数回に渡り数名の要員によって無造作に歩かれる必要がある。続く物品配置時の、配置者による「足跡形成」を防ぐ事が目的である。

探知作業会場を識別ポールによって印す事は認められる。

#### 4. 使用物品の特性

材質 木、皮、合成皮革、布

配置される物品の形状及び色は会場地表色と極端に相違してはならない。物品は目視不可

能な方法で配置されるべきである。

物品は訓練審査員によって配置される。配置時、指導手と受験犬は、配置作業が目視不可能な地点にて待機する必要がある。配置後、作業開始迄の経過時間は設定されていない為、配置直後の探知作業開始を可能とする。

#### 5. 探知作業開始

捜索範囲の各境界線と想像上の中央線は、訓練審査員によって指導手に伝えられる。

作業開始時、会場中央線上に於ける短時間に渡る犬の意識付けが認められる。

指導手は捜索範囲を分断する中央線上を終始歩行する。犬が物品指示作業に転じた後、物品を拾い上げる際のみ中央線を短時間離れる事が認められる。探知作業再開時、犬は中央線上から作業を再開しなければならない。声符並びに指符使用が認められる。

使用される捜索を促す声符「無くした」を「探せ」と言う新たな声符で補足する事が認め られる。

探知作業中、犬による鼻を高く保持する行為は誤行動とは見なされない。探知作業範囲は、 犬によって数回に渡って捜索される事が認められる。

#### 6. 物品指示作業

発見に至った物品は犬によって接触する事無く、明白に指示される必要がある。物品指示作業は「停座」、「立止」、「伏臥姿勢」又は、前記何れかの姿勢に於いて交互に実行される事が認められる。指示作業を促す声符使用は禁止されており、使用された場合該当物品は評価対象外とする。

指示作業実行時、犬の物品指示姿勢を促す声符使用は禁止されている。犬が物品を指示した後、指導手は犬の元へと進み、物品を持ち上げる事により訓練審査員に発見を示す。その後、指導手は犬と共に想像上の会場中央線に戻り探知作業再開を促す。

物品に対する伏臥姿勢実行向きは定義されないが、直接両前肢付近に位置する必要がある。 指導手は必ず指示中の犬の側面に歩み寄る必要があり、対面位置に立つ事は禁止されてい る。持ち上げる事により物品を訓練審査員に示した後、犬を短時間褒める行為は認められ る。最終物品発見後、指導手は受験犬の首輪にリードを装着し、犬によって発見された全 物品を訓練審査員に提示した後、試験作業終了申告を行う。

#### 7. 採点評価基準

各試験階梯に於ける取得可能最高合計得点数は 100 点とする。試験合格には最低 70 点獲得が必要となる。

#### 全試験階梯共通評価基準

	評価基準項目	配点
ア)	犬の操作性(指導手による声指符に従う度合い)	20 点
イ)	探知意欲 (探知対象物の強い嗅当て意欲)	20 点
ウ)	持久力 (物品発見に至る迄の探知意欲の継続性)	10 点

エ)	指導手態度(犬に対する関与度合い)	9点
才)	物品発見及び指示作業内容(明白な指示作業実行)	41 点

# 得点評価比例評

文得可能 是高合計得点数	「V-評価」	「SG-評価」	「G-評価」	「B-評価」	「M-評価」
100 点	100~96 点	95~90 点	89~80 点	79~70 点	69~0 点

#### 8. 実施要領

当試験作業は探知作業範囲側面の外側に於ける作業開始基本姿勢により開始され、訓練審査員と対面して実施される作業終了報告によって終了する。受験犬によって発見された物品は訓練審査員に提示されなければならない。

#### 犬による肯定的な作業態度

安定度のある、落ち着いた状態における滑らかな作業実施、指導手から迅速に離れる、声符に対し即座に反応、充分な持久力、捜索意欲と目的意識が見られる犬の作業態度、会場中央線から左右へ奥深く実行される捜索。

### 作業誤実行例並びに減点

発見に至った物品咥え上げ行為が見られる場合。指導手によって物品指示作業実施が促された場合、該当物品は評価対象外とする。

誤行動	減点幅
犬による物品接触行為	1~3点
早期立止姿勢への自主的な移行、使用禁止声符の使用	1~3点
指導手による想像上の会場中央線からの離脱	2~5 点
野鼠捕獲、排尿行為、等	4~8点
作業意欲不足	4~8 点

設定された作業時間が超過した場合、作業は「中止」される。中止言い渡しまでの過程に 於いて獲得に至った点数は評価算出に用いられる。

#### その他減点対象となる各種行為

物品指示作業中の落着かない態度、咆哮実行、指導手による禁止されている補助行為実行、 受験犬が捜索範囲各境界線を大幅に超える場合

物品配置図	試験階梯
•	第一試験階梯の 探知作業会場面積 20×30メートル
	第二試験階梯の 探知作業会場面積 20×40メートル
	第三試験階梯の 探知作業会場面積 30×50メートル

# FCI 国際持久力試験(IAD)

#### 1. 一般規程

当試験の設定目的

FCI 国際持久力試験は、受験犬が受験後著しい疲労を露わにする事無く、一定の肉体的努力が可能であるという事の実証を目的とする。犬の体格構成上、当試験により課せられる肉体的努力の要求達成は、特に心臓や肺の内臓や四肢に負荷を掛ける運動や、性格と不屈の精神が試される方法によってのみ確認可能である。試験要求設定を、犬がそれ程苦労せずに克服する力を備える場合、充分な健全性と必要と見なされる素質を備える証として捉えられるべきである。

試験開始前に訓練審査員は、個体識別確認を実施する必要がある。

試験開催に当たり適応される規則は他設定試験同様、FCI 加盟国内統括傘団体が独自設定する該当規則が有効と見なされる。受験事実は訓練手帳又は血統書に記載される。試験結果は成績一覧に反映される必要がある。

当試験開催申請に当たり主催者は、夏季に於いて FCI 国際持久力試験開催を早朝又は夕方の時間帯に実施する事を確約する。試験開催時の外気温は摂氏 22 度を超えてはならない。

FCI 国際持久力試験受験は任意とする。受験により指導手又は受験犬が肉体的な損害を被った場合、主催団体と担当訓練審査員に、損害賠償責任は一切生じない事とする。

#### 受験条件

最低受験年齢は16ヵ月とする。審査員1名による審査実施される、「一日開催試験」に於ける最低受験数は4頭、最大受験数は20頭とする。受験頭数20頭を越えた場合、更なる審査員起用が必要となる。安全確保の為、一指導手は一頭とのみ受験する事が認められる。受験犬は必要となる十分な健全性と体力を事前に身に着けた上、受験する必要がある。病弱、体力が不足する犬、発情犬又は授乳犬による受験は禁止とする。

試験開始時、指導手は担当審査員に対し作業開始申告を行う。審査員には犬の健康状態を確認する義務が生じる。疲労が見られる又は作業意欲が見られない犬による受験継続は認められない。試験中、犬に重度の疲労や受験による他影響が見られる場合、試験は中止される。判断権は担当訓練審査員にあり、決定は絶対とする。

### 評価方法

得点や評価は採用されない。合否のみ発表される。

#### 試験会場

試験は可能な限り様々な地表性質を有する舗装道路や道で実施されるべきである。使用対象となるのはアスファルト、舗装及び無舗装道路や道。

FCI 国際持久力試験実施距離及び実施速度

平均時速 12 から 15 キロにて、全長 20 キロメートルの距離に渡って実施される。

#### 実施要領

受験犬は道路交通法に則り紐付き状態で、指導手が搭乗する自転車右側に於いて通常の軽

速歩にて歩行する必要がある。慌て過ぎた歩行は避けられるべきである。前進速度に合わせた歩容調整を犬が出来る様、リードは適切な長さで保持される必要がある。リード固定装置(例、「シュプレンガー社製」)を用いた自転車へのリードの固定は認められる。犬が多少前方に出る行為は誤行動と見なされないが、常時遅れが生じる場合は誤行動と見なされる。8 キロ地点にて 15 分間に渡る小休止が設定される。休憩中、担当審査員は犬に過度な疲労が見られないかを確認する。疲労が見受けられる犬の試験継続は認められない。

休息後、7キロメートルに及ぶ作業が継続実施され、その後再度 20 分間に渡る休息が設けられる。この休息時間中受験犬は、自由運動が可能な状況設定が必須となる。続く作業開催直前に審査員は、再度犬の疲労度合いと四肢のパット負傷の有無に付いて確認する。重度の疲労が見られる又はパット負傷が確認可能な犬の受験継続は認められない。

全歩行距離を終えた受験犬には、更に 15 分間に及ぶ休息時間が与えられる。この場合、受験犬は自由運動が可能となる環境が提供される必要がある。審査員は再度受験犬の疲労度合いとパット負傷の有無を確認する。審査員と試験実行委員長は試験中、自転車又は車両にて同行すべきである。審査員は受験犬に関する確認事項を書き留める必要がある。試験要求を満たさない犬を想定し、試験主催者提供車両によって受験犬に同行する必要がある。試験中作業中止が言い渡された犬は、前記主催者提供車両に乗せられ移動する。

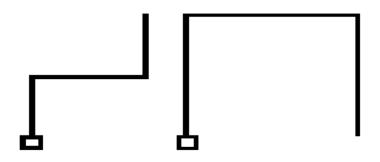
重度な疲労が見られる又は時速 12 キロペースを持続する事が出来ず、大幅に時間を超過する受験犬は「不合格」とする。

# 各種図

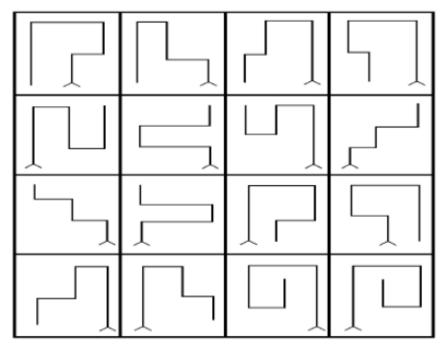
-各種足跡コース図

- -各種使用ダンベル図
- ー印跡時の物品配置実施要領図
- 追補会場マーキング図

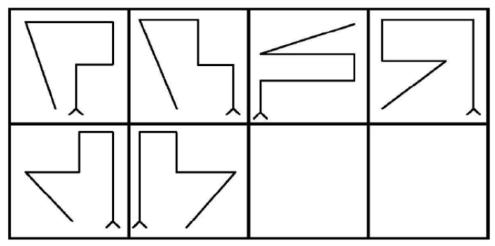
- -障害、斜壁図
- 1. FCI 国際作業犬試験 第一、第二階梯試験(IGP-1、2) 用各種足跡コース図 紹介される各足跡コース・パターンの反転した印跡も可能とする。



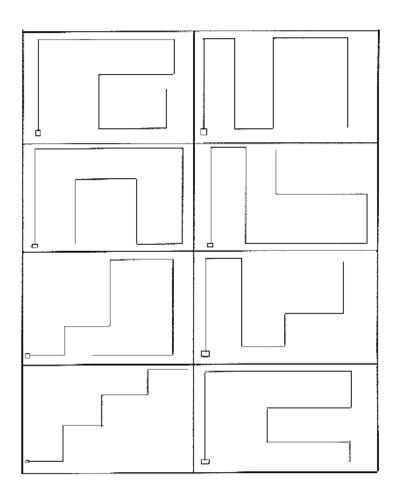
2. FCI 国際作業犬試験 第三階梯試験 (IGP-3) 用各種足跡コース図 紹介される各足跡コース・パターンの反転した印跡も可能とする。



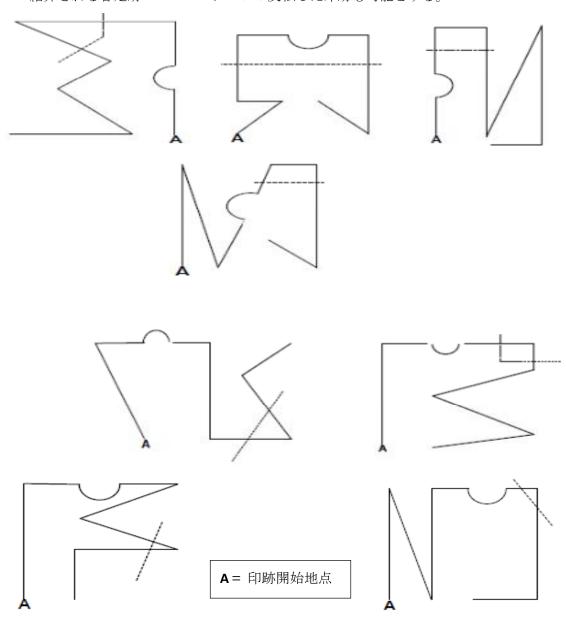
3. FCI 国際足跡追及単種目試験前階梯試験 (IFH-V) 用各種足跡コース図 紹介される各足跡コース・パターンの反転した印跡も可能とする。



4. FCI 国際足跡追及単種目試験 第一階梯試験 (IFH-1) 用各種足跡コース図 紹介される各足跡コース・パターンの反転した印跡も可能とする。



5. 「FCI 国際足跡追及単種目試験 第二階梯試験 (IFH-2)」、 「FCI 国際作業犬足跡追及単種目試験 (IGP-FH) 」用各種足跡コース図 紹介される各足跡コース・パターンの反転した印跡も可能とする。

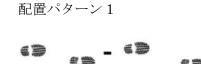


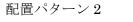
# 6. 屈折部印跡実施要領図





# 7. 印跡時の物品配置実施要領図





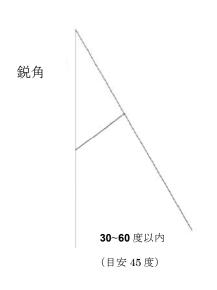


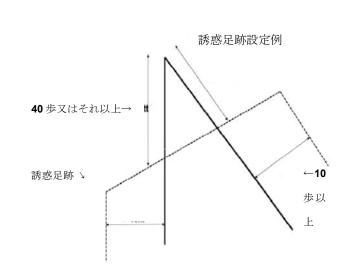
# 8. 鋭角屈折印跡実施要領図





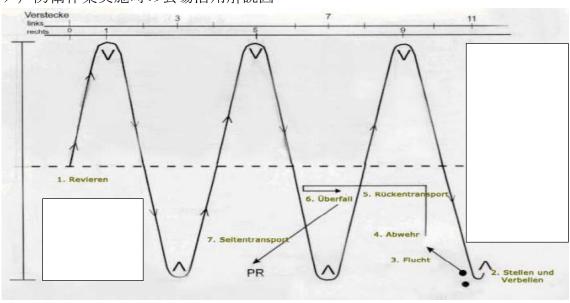
# 9. 足跡コース鋭角屈折部と誘惑足跡設定解説図



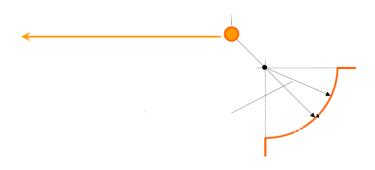


# IGP 規程付録(各種実施要領図及び専用使用器具説明)

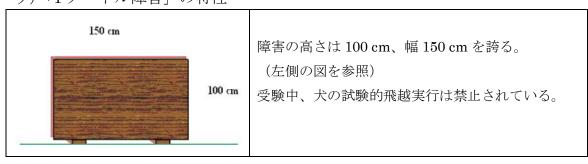
ア) 防衛作業実施時の会場活用解説図



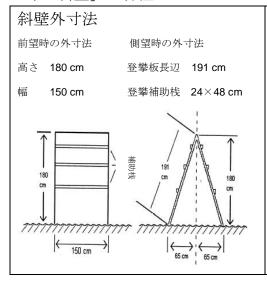
# イ)「追補」作業開始配置図



# ウ)「1メートル障害」の特性



# エ)「斜壁」の特性

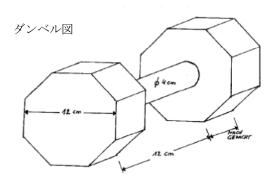


斜壁は上部短辺が互いに接触、固定されている、 短辺 150cm、長辺 191cm 二枚の登攀用板より構成 されている。設置時、登攀用板二枚の地面接地間 隔は斜壁最高点が 180cm に値する様、調節される。 斜壁板全表面に滑り止めが施される必要がある。 各斜壁板上部半分には外寸法 24×48mm を有す る、登攀補助桟 3 枚が設けられている。

- ※ 受験犬は全頭同一障害並び斜壁を飛越/登攀 する必要がある。
- ※ 試験中、試し飛越/登攀は禁止とする。

# オ)「各種木製ダンベル」の特性

持来課目名/試験階梯	IGP-1	IGP-2	IGP-3
平面物品持来	650 g	1,000 g	$2,\!000~{ m g}$
障害	650 g	$650~\mathrm{g}$	$650~\mathrm{g}$
斜壁		$650~\mathrm{g}$	$650~\mathrm{g}$



実施される各持来課目に於いて木製ダンベル 使用のみ認められる。主催者が提供するダンベルを全受験者が使用しなければならない。指導 手保有私物品の使用は禁止されている。当規程 内のダンベル図はあくまでもサンプルである。 ダンベル保持部分が木製、指定された重量を有し、 地面に置いた際、地面とダンベル保持部分の距離 が最低4cm有する事が重要視される。